



福県医発第1161号(地)
平成23年 8月 9日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻 一 良
(公 印 省 略)

東日本大震災により被災した被保険者等に係る特定健康診査等の
受診機会の確保のためのガイドライン等の発出について

東日本大震災により被災した被保険者等に係る特定健康診査等の受診機会の確保につきましては、別紙のとおり、厚生労働省より平成23年4月13日付けで事務連絡が発出されております。

本事務連絡は、個別の保険者間で調整を行うことや、決済方法が不明確であること等、不合理な内容であり、厚生労働省の所管部署に対し異議を申し入れるとともに、現場の混乱を招く恐れがあることから、日本医師会から都道府県医師会への発出が控えられておりました。

今般、国会審議において、個別の保険者間で調整を行うことは困難な場合もあり、避難者の特定健診等を実施するための調整についてのガイドライン等を提示すべきとの指摘に対し、厚生労働省としてこれらを示す旨を厚生労働大臣が発言されたことを受け、あらためて厚生労働省から各都道府県等に対し通知が出され、調整方法等の例がガイドラインとして示された旨、日本医師会より通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

小郡三井医師会より

特定健診担当理事 名取一幸
会長 蒲池 壽

(地Ⅲ81)

平成23年7月25日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会
常任理事 保坂 シゲリ



東日本大震災により被災した被保険者等に係る特定健康診査等の
受診機会の確保のためのガイドライン等の発出について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

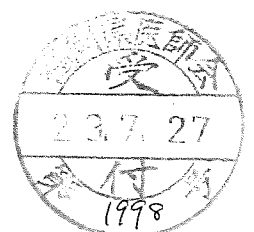
東日本大震災により被災した被保険者等に係る特定健康診査等の受診機会の確保につきましては、別添のとおり、厚生労働省より平成23年4月13日付で事務連絡が発出されております。

本会といたしましては、本事務連絡で、個別の保険者間で調整を行うことや、決済方法が不明確であること等、不合理な内容であり、厚生労働省の所管部署に対し異議を申し入れるとともに、現場の混乱を招く恐れのあることから、都道府県医師会への発出は控えておりました。

今般、国会審議において、個別の保険者間で調整を行うことは困難な場合もあり、避難者の特定健診等を実施するための調整についてのガイドライン等を提示すべきとの指摘に対し、厚生労働省としてこれらを示す旨を厚生労働大臣が発言されたことを受け、あらためて厚生労働省から各都道府県等に対し通知が出され、調整方法等の例がガイドラインとして示されました。

また、今回の被災県の代表保険者と避難先都道府県のとりまとめ機関との契約の締結にあたっては、地域の実情に応じて自由に契約していただきたいとされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会等へも周知いただきたく、よろしくご高配のほどお願い申し上げます。



事務連絡
平成23年4月13日

都道府県民生主管部（局） 国民健康保険主管課（部） 後期高齢者医療主管課（部） 都道府県後期高齢者医療広域連合事務局 全国健康保険協会 健康保険組合	}	御中
---	---	----

厚生労働省保険局総務課医療費適正化対策推進室
厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課

東日本大震災により被災した被保険者等に係る
特定健康診査等の受診機会の確保について

今般の東日本大震災（以下「地震」という。）により被災した方々の健康対策については、巡回健康相談や健康診断等が行われているところですが、医療保険制度においても被災された方々の健康対策についてできる限りの対応を行う必要があります。

つきましては、今般の地震に際し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）に地震発生時において住所を有する各医療保険制度の被保険者及び被扶養者（以下「被災者」という。）については、特定健康診査及び特定保健指導並びに75歳以上の方が受診する健康診査（以下「健診等」という。）の取り扱いを下記のとおりとするので、保険者においても特段のお取り計らいをお願いするとともに、貴管内市町村及び保険者への周知等よろしく願います。

記

- 1 健診等の自己負担については、「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて（その4）」（平成23年3月23日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「医療課事務連絡」という。）の1（2）の①から⑥までに掲げられた対象者の要件（医療課事務連絡の改正により新たに追加した対象者の要件も含むものとする。）に該当する被災者からの徴収を免除するなど配慮していただきたいこと。

なお、阪神・淡路大震災の際には、老人保健法に基づく健康診査の自己負担免除分について財政措置を講じたところであり、今回もこれに準じた財政支援を予定していること。

- 2 避難等により本来の保険者による健診等を受けることができない被災者の特定健康診査及び特定保健指導については、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 26 条に基づき、他の保険者が行うことが可能であり、また、75 歳以上の方が受診する健康診査については、例えば本来の保険者である後期高齢者医療広域連合から、被災者が避難している地域の保険者に委託して実施することが可能であること。

この場合、被災者への健診等については、被災者が加入する保険者と他の保険者との間で、健診等の実施機関からの費用の請求方法、保険者間の費用の決済方法、健診結果の送付方法等を調整した上で、実施することが考えられること。

また、この場合の健診等に要した費用は、健診等を行った保険者が本来の保険者に請求することとし、1 の財政支援は本来の保険者に対して行われることに留意願いたいこと。

事 務 連 絡

平成23年7月20日

社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省保険局総務課医療費適正化対策推進室

東日本大震災により被災した被保険者等に係る特定健康診査等の
受診機会の確保のためのガイドライン等の発出について

特定健康診査等の実施については、日頃から御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

東日本大震災により被災した被保険者等に係る特定健康診査等の受診機会の確保に関しては、平成23年4月13日に発出した事務連絡「東日本大震災により被災した被保険者等に係る特定健康診査等の受診機会の確保について」（以下「4月13日事務連絡」という。）において、被保険者の自己負担の徴収の免除及び避難先の保険者が実施可能な旨について通知したところです。

4月13日事務連絡においては、被災者が加入する保険者と避難先の保険者との間で、健診等の実施機関からの費用の請求方法、保険者間の費用の決済方法、健診結果の送付方法等を調整した上で、避難先の保険者が実施することが考えられるとしたところです。

しかしながら、個別の保険者間で調整を行うことは困難な場合もあることから、国会審議において、避難者の特定健康診査等を実施するための調整についてのガイドライン等を提示すべきとの御指摘があり、ガイドライン等を示す旨を厚生労働大臣が答弁したところです。

今般、避難者の特定健康診査等の調整についてのガイドライン等を、別添のとおり、都道府県民政主管部局、都道府県後期高齢者医療広域連合事務局、全国健康保険協会及び健康保険組合へ発出したので、御了知願います。

平成23年7月20日

都道府県民生主管部（局） 国民健康保険主管課（部） 後期高齢者医療主管課（部） 都道府県後期高齢者医療広域連合事務局 全国健康保険協会 健康保険組合	}	御中
---	---	----

厚生労働省保険局総務課医療費適正化対策推進室
厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課

東日本大震災により被災した被保険者等に係る特定健康診査等の
受診機会の確保のためのガイドライン等について

東日本大震災により被災した被保険者等に係る特定健康診査等の受診機会の確保に関しては、平成23年4月13日に発出した事務連絡「東日本大震災により被災した被保険者等に係る特定健康診査等の受診機会の確保について」（以下「4月13日事務連絡」という。）において、被保険者の自己負担の徴収の免除及び避難先の保険者が実施可能な旨について通知したところです。

4月13日事務連絡においては、被災者が加入する保険者と避難先の保険者との間で、健診等の実施機関からの費用の請求方法、保険者間の費用の決済方法、健診結果の送付方法等を調整した上で、避難先の保険者が実施することが考えられるとしたところです。

上記の保険者間で個別に調整を行う方法以外に、被災県において代表保険者を決定した上で、代表保険者が避難先県で既に締結されている集合契約Bのとりまとめ機関と契約を締結するという方法が考えられます。

今般、この方法で行う場合のガイドラインを別紙1のとおり作成しましたので、貴管下の保険者等及び健診機関へ周知いただくとともに、御活用いただくようお願いいたします。

また、4月13日事務連絡に関する照会のうち、その主な内容について、Q&Aを別紙2のとおり作成しましたので、貴管下の保険者等への周知等よろしくようお願いいたします。

ガイドライン及びQ&Aに基づき具体的に調整を行うにあたって疑問等がありましたら、適宜厚生労働省保険局にお問い合わせください。

避難者への特定健康診査等実施（代表契約）のためのガイドライン

1. 本ガイドラインの趣旨について

4月13日事務連絡においては、被災者が加入する保険者及び後期高齢者医療広域連合（以下「保険者等」という。）と避難先の保険者等との間で、個別に調整を行う方法を示したところです。しかしながら、被災者が加入する保険者等は震災による被害を受けていることもあり、個別に他の保険者等と調整を行うことは困難な場合があります。

個別の保険者等の調整の負担を軽減するため、被災県において、県の調整に基づき代表保険者を決定し、代表保険者が避難先県で既に締結されている集合契約Bのとりまとめ機関と契約を締結するという方法（以下「代表契約」という。）が考えられます。（参考1）

本ガイドラインは、特定健康診査及び75歳以上の方が受診する健康診査（以下「特定健康診査等」という）について、代表契約を行う場合の被災県の代表保険者の決定、避難先県健診機関・とりまとめ機関との調整・契約等の例について示すことにより、保険者等及び健診機関・とりまとめ機関の事務が円滑に実施されることを目的としています。

保険者、都道府県、とりまとめ機関の間で具体的に調整を行うにあたって疑問等がありましたら、適宜厚生労働省保険局にお問い合わせください。

2. 被災県における代表保険者の決定について

被災県の国民健康保険所管課（部）及び後期高齢者医療主管課（部）は、県内の市町村国保及び75歳以上の方が受診する健康診査を実施する後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）（※）に対して、代表契約への参加の希望について照会を行う。広域連合は、広域連合から委託・補助を受けて健康診査を実施する市町村（以下「後期高齢者健診実施市町村」という。）と調整のうえ、代表契約への参加の有無、広域連合が参加する場合にはその旨を、後期高齢者健診実施市町村が参加する場合には参加する市町村名を、被災県の後期高齢者医療主管課（部）に伝える。

国民健康保険主管課（部）及び後期高齢者医療主管課（部）は、それぞれが市町村国保及び広域連合から確認した意向について共有し、契約に参加する保険者及び契約の代表者となる保険者（以下「代表保険者」という。）を決定する。

（※）被用者保険の保険者については、集合契約を活用すること等により、避難先での健診等の実施が可能な体制が整備されていることから、代表契約を活用する保険者等としては、市町村国保及び後期高齢者医療広域連合又は後期高齢者健診実施市町村が想定される。ただし、被用者保険の保険者が希望する場合には、代表契約を活用しても差し支えない。

なお、震災の被害により、受診券の発券業務等が困難な市町村国保も想定されることから、県国民健康保険団体連合会へ発券業務等を委託することが考えられる。

3. 避難先県健診機関等との調整・契約について

被災県の国民健康保険所管課（部）は、避難先県で集合契約Bを締結しているとりまとめ機関との契約の締結（※1）を県下保険者が希望する旨を、避難先都道府県の国民健康保険主管課（部）へ連絡する。

上記連絡を受けた避難先都道府県は、既存の集合契約の代表保険者又は保険者協議会事務局からとりまとめ機関を確認し、被災県の保険者が契約を希望している旨をとりまとめ機関に連絡し、被災県の代表保険者ととりまとめ機関との調整を行う。

避難先都道府県の調整に基づき、代表保険者ととりまとめ機関は契約を締結する。

なお、集合契約の契約書の例については、従来から示しているところであるが、今回の契約の締結にあたっては、地域の実情に応じて自由に契約していただきたい。（※2）

（※1）集合契約Bにおいては、健診費用の支払い及び健診結果の送付について、国民健康保険団体連合会の特定健診等データ管理システムを利用することとなるため、現時点でこのシステムを利用していない市町村国保が代表契約に参加するためには、特定健診等データ管理システムを利用するための業務委託契約を国民健康保険団体連合会と調整のうえ、結んでおく必要がある。

（※2）代表契約に広域連合又は後期高齢者健診実施市町村が参加する場合の集合契約書の例は、参考2のとおりである。この場合、健診費用の支払い及び健診結果の送付について、国民健康保険団体連合会の特定健診等データ管理システムを利用することとなるため、現時点でこのシステムを利用していない広域連合又は後期高齢者健診実施市町村が代表契約に参加するためには、特定健診等データ管理システムを利用するための業務委託契約を国民健康保険団体連合会と調整のうえ、結んでおく必要がある。

また、特定健診等データ管理システムを利用するための業務委託契約を結ぶことが困難等の理由により代表契約に参加できない場合は、各広域連合間での委託契約による方法で健診を実施することが考えられる（別紙2問7参照）。この場合の委託方法・内容については、委託先を広域連合とするのか市町村とするのか、健診費用の請求・支払いや健診結果の送付・受取を広域連合が行うのか市町村が行うのかなど、避難先県の広域連合と被災県の広域連合が、被災県の広域連合の希望に十分配慮して調整のうえ決定する。

4. 契約締結後の避難者への周知について

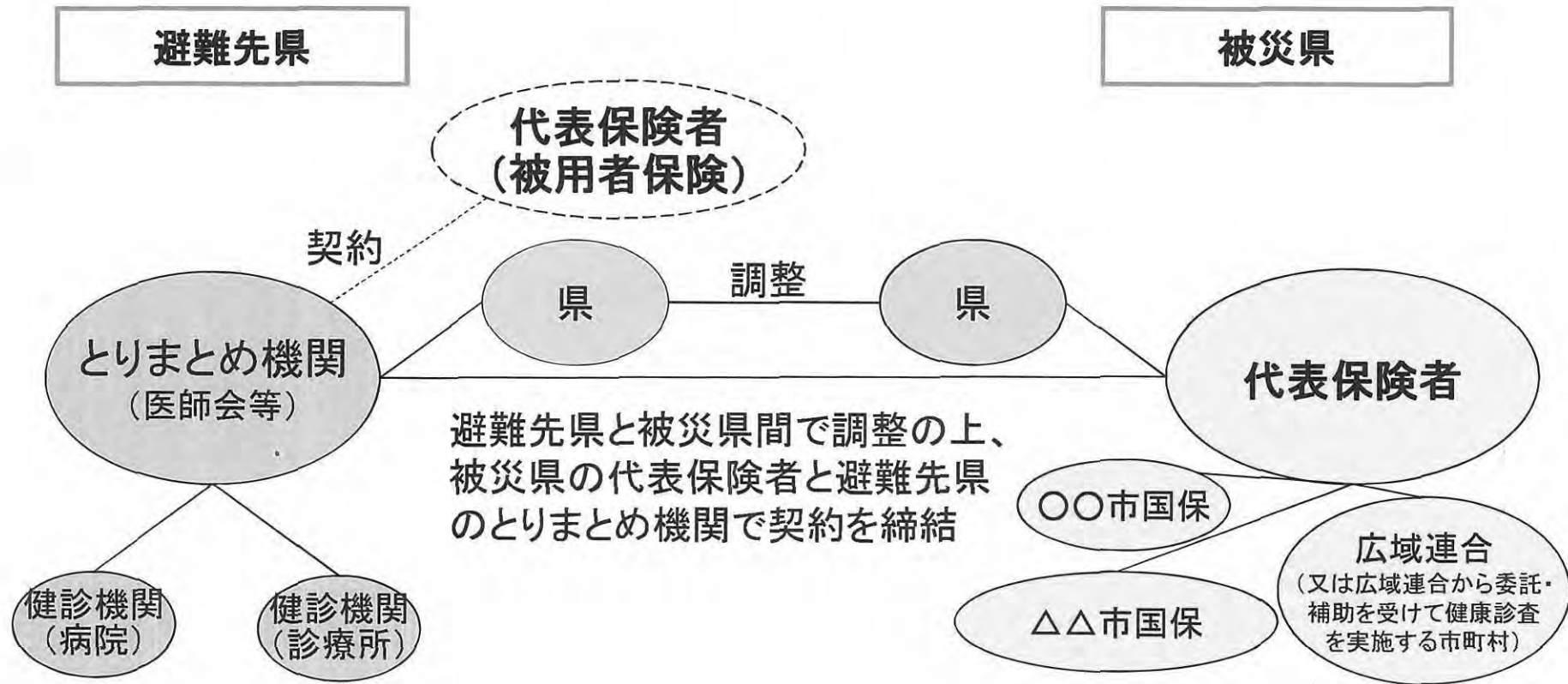
代表契約を締結した後、避難者の加入保険者等は、代表契約を締結したことにより避難先で健診が実施できる旨を避難者へ周知した上で、受診券の送付が必要になる。

避難者の加入保険者は、全国避難者情報システム等を活用することにより、代表契約の締結により避難先で健診が可能になった旨の連絡及び受診券の送付を行うことができる。

避難者への受診券の送付は、避難者の加入保険者から避難先市町村に依頼することも考えられる。

代表契約のスキーム

参考1



被災県において、県の調整に基づき県内の市町村国保及び広域連合の代表保険者を決定。被災県の代表保険者が、避難先県のとりまとめ機関と契約を締結することにより、避難先で健診を受診することが可能。
(自己負担の免除や避難先県の健診単価が高いこと等による被災地の保険者の負担増については、保険者への財政支援を実施予定。)

集合契約における標準的な契約書の例(代表保険者と地域医師会との場合)

※このひな型は、関係者間で、主に被用者保険による集合契約 B(各市町村における国保の実施機関との契約)において使用することとされているものであり(なお集合契約 A(被用者保険の集団と実施機関の全国団体との契約)においてもこれを準用)、その他の集合契約(市町村国保と地域医師会との契約を含む)や市町村国保等各保険者が実施機関と個別に契約する場合は、必ずしもこのひな型にとられる必要はなく、当事者間で自由に定められる。

契約番号：●●●●●●●●

平成 2●年度特定健康診査、特定保健指導及び後期高齢者健康診査委託契約書

高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。)に基づき実施する、特定健康診査(糖尿病その他の政令で定める生活習慣病に関する健康診査をいう。以下同じ。)、特定保健指導(特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者として厚生労働省令で定めるものに対し、保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者として厚生労働省令で定めるものを行う保健指導をいう。以下同じ。)及び●●県後期高齢者医療広域連合の被保険者に対する健康診査(以下「後期高齢者健康診査」という。)について、●●●健康保険組合ほか別紙委託元保険者一覧表に示す医療保険者(以下「甲」という。)と社団法人●●市(●●県)医師会(以下「乙」という。)との間に、次の条項により委託契約を締結する。

(総 則)

第 1 条 甲は、特定健康診査、特定保健指導及び後期高齢者健康診査(以下「健診等」という。)を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

(委託業務)

第 2 条 甲が乙に委託する業務の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 特定健康診査及び特定保健指導は、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成 19 年厚生労働省令第 157 号。以下「実施基準」という。)」に基づき、別紙健診等内容表のとおりとする。

(2) 後期高齢者健康診査は、別紙健診等内容表のうち特定健康診査の区分のとおりとする。

2 業務は、乙の会員の医療機関(以下「実施機関」という。別紙実施機関一覧表のとおり)で行うものとする。

3 特定健康診査及び後期高齢者健康診査において、乙若しくは実施機関は、終了後速やかに、法第 23 条の規定に基づく結果通知表を作成し、受診した者に通知するものとする。なお通知に当たっては、実施基準第 3 条に基づき、結果通知表と併せて、受診した者が自らの健康状態を自覚し生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供するものとする。

4 健診等の実施結果については、実施機関が厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、取りまとめ、甲の委託を受けて決済を代行する機関(以下「代行機関」という。被用者保険の場合は社会保険診療報酬支払基金、市町村国保や国保組合や後期高齢者医療の場合は各都道府県の国民健康保険団体連合会とする。)への送付を行うものとする。

(対象者)

第3条 特定健康診査及び後期高齢者健康診査は、実施機関に被保険者証及び甲の発行する特定健康診査受診券又は後期高齢者健康診査受診券を提示した者（任意継続被保険者及びその被扶養者、特例退職被保険者及びその被扶養者を含む。）を対象とし、当該実施機関において有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。

2 特定保健指導は、実施機関に被保険者証及び甲の発行する特定保健指導利用券を提示した者（任意継続被保険者及びその被扶養者、特例退職被保険者及びその被扶養者を含む。）を対象とし、当該実施機関において特定保健指導開始日及び有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。

（契約期間）

第4条 この契約の有効期間は、平成2●年4月1日から平成2●年3月31日までとする。

2 特定保健指導については、実施機関が、前項の有効期間内に実施した特定健康診査の結果に基づく指導を行う対象者に限り、当該指導の終了（実績評価を行う完了のみならず、脱落や資格喪失による途中終了も含む）する日までを有効期間とする。

（委託料）

第5条 委託料は、●●市が乙と定めた委託料の単価を参考とし、別紙内訳書のとおりとする。

（委託料の請求）

第6条 乙若しくは実施機関は、特定健康診査及び後期高齢者健康診査については実施後速やかに受診者に結果を通知した後に、特定保健指導については行動計画を策定する初回時面接終了後及び計画の実績評価（計画策定日から6ヶ月以上経過後に行う評価）終了後に、それぞれ遅滞なくその結果を取りまとめ、前条の委託料のうち特定健康診査受診券、特定保健指導利用券又は後期高齢者健康診査受診券の券面に示された受診者あるいは利用者の自己負担分を差し引いた金額（以下「請求額」という。）について、別紙内訳書に定める支払条件に基づき、代行機関に請求するものとする。

2 実施機関が特定健康診査あるいは特定保健指導の実施委託に関する集合的な契約を締結している他の契約とりまとめ機関（全国労働衛生団体連合会等）にも所属し、かつ甲の一部又は全部がその（他の契約とりまとめ機関との）集合的な契約にも参加している場合に、他の契約に参加している当該甲の加入者である受診者あるいは利用者がその契約に参加している実施機関にて特定健康診査あるいは特定保健指導を受診もしくは利用する時の委託料の請求は次のように定める。実施内容（特定健康診査の場合は健診項目等、特定保健指導の動機づけ支援の場合は実施形態、特定保健指導の積極的支援の場合は実施形態のほか継続的支援における介入回数や介入形態等）が他の契約と本契約との間で一致する場合は、本契約が他の契約と比して単価が最も低い場合に限って、本契約に定める委託料から所定の自己負担額を差し引いた額を請求することとする。また、他の契約の実施内容が本契約の内容と一致しない場合は、実施機関が受診者あるいは利用者に各契約の実施内容等の相違点を説明の上、受診者あるいは利用者が本契約の実施内容等を選択した場合に限り、本契約に定める委託料から所定の自己負担額を差し引いた額を請求することとする。

3 第1項における結果の取りまとめ及び代行機関への送付は、厚生労働省の定める電子的標

準様式に基づく電子データとして作成し、作成した電子データを格納したファイルを、電子情報処理組織（代行機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ）と実施機関の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）により、実施後その都度送信するか、ファイルを収録した電子媒体（FD、MO、若しくはCD-R）を実施月の翌月5日までに提出（期限までに必着）する方法を採るものとする。なお、送付の期限が土曜日、日曜日及び国民の祝日に当たる場合は、その翌日を期限とする。

4 第1項の場合において、電子情報処理組織の使用による請求は、代行機関の使用に係る電子情報処理組織に備えられたファイルへの記録がなされたときに、代行機関に到達したものとみなす。

5 特定保健指導においては、第3項に定める電子データの送付に加え、特定保健指導の支援計画及び実施報告書（厚生労働省にて様式例を公表）等、指導過程における各種記録類やワークシート類等（本項において「指導過程における各種記録類等」という。）についても、甲の一部または全部が実施機関に求めた場合は、これを提出するものとする。この場合において、実施機関は甲のうち請求した者へ電子データ又は紙により直接送付するものとする。

（委託料の支払い）

第7条 甲は、乙若しくは実施機関から前条の請求があった場合は、その内容を点検し、適当と認めたときは、前条に定める請求に関わる電子データを受理した月の翌月21日（電子情報処理組織の使用による場合であって、代行機関が受理した日が6日から月末までのものは翌々月の21日。）を基本として、甲と代行機関との間で定める日に、乙若しくは実施機関に代行機関を通じて請求額を支払うものとする。

2 甲及び代行機関の点検の結果、結果に関する内容について問題がある場合は、代行機関を通じて請求者（乙若しくは実施機関）に返戻を行うものとする。この場合において、既に実施機関に支払われた委託料については、当該委託料を支払った保険者又は他の保険者に対し当該実施機関が有する委託料に係る債権との代行機関を通じた調整、又は、当該実施機関からの代行機関を通じた戻入による調整を行うことができる。

3 請求者（乙若しくは実施機関）は前項の返戻を受けた場合において、再度第6条第1項の方法により請求を行うことができる。

（決済に失敗した場合の取扱い）

第8条 実施機関において、被保険者証と特定健康診査受診券、特定保健指導利用券又は後期高齢者健康診査受診券の両方を確認せずに実施した場合は、当該実施機関の責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。

2 実施機関において、被保険者証と特定健康診査受診券、特定保健指導利用券又は後期高齢者健康診査受診券の両方を確認した結果、精巧な偽造等により特に問題ないとしか判断できない場合は、甲の責任・負担とし、甲は請求額を代行機関を通じて実施機関に支払うものとする。

3 実施機関において、特定健康診査受診券、特定保健指導利用券又は後期高齢者健康診査受診券に記載された内容と異なる業務・請求を行った場合は、当該実施機関の責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。

4 特定保健指導の積極的支援における期間（3～6か月）中に、利用者が被保険者資格を喪失

した場合は、利用者が属していた保険者が実施機関に資格喪失を連絡することにより利用停止とする。この時、実施機関は利用停止までの結果に関するデータを代行機関へ送付し、甲は利用停止までの特定保健指導の実施実績に応じた費用を代行機関を通じて実施機関に支払うこととする。

5 特定保健指導の積極的支援を実施中に、利用者が参加しなくなった（脱落が確定した）場合は、甲は、その時点までの特定保健指導の実施実績に応じた費用を代行機関を通じて実施機関に支払うこととする。

（再委託の禁止）

第9条 乙及び実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、乙あるいは実施機関が、検査機器の不備等により、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

2 前項において実施機関が業務の一部を委託して実施する場合、受診者及び利用者の自己負担金の徴収及び第6条に規定する委託料の請求は実施機関が一元的に行うこととし、実施機関から業務の一部を受託した機関は受託した検査（眼底検査においては判断も含む）のみを行うものとする。

（譲渡の禁止）

第10条 乙及び実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

（事故及び損害の責任）

第11条 実施機関が、業務の実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、甲及び乙に故意又は重過失のない限り、実施機関がその負担と責任において処理に当たるものとする。

2 前項の場合において、実施機関に故意又は重過失のない限り、その負担と責任について実施機関は甲及び乙と協議するものとする。

3 前2項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

（個人情報保護）

第12条 乙および実施機関が当該業務を実施するに当たっては、健診等の記録の漏洩を防止すると共に、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別紙個人情報取扱注意事項や「医療・介護関係事業者における個人情報の取扱いのためのガイドラインの一部改正等について」（平成18年4月21日医政発第0421005号、薬食発第0421009号、老発第0421001号）及び各都道府県において定める個人情報の取扱に係る条例等に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。

2 前項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

(業務等の調査等)

第13条 甲は、健診・保健指導機関に関する「重要事項に関する規程の概要」に関する乙及び実施機関の公表内容等に関し詳細を確認する等、甲が必要と認めるときは、乙に対し実施機関における業務の実施状況等を照会し、調査及び報告を求めることができる。

2 甲から前項の照会があった場合、乙は速やかに対応するものとする。

(契約の解除)

第14条 甲または乙は、甲または乙がこの契約に違反した場合は、この契約を解除できるものとする。

2 前項に関わらず、甲は、前条の照会結果等から、健診・保健指導機関に関する「重要事項に関する規程の概要」に関する乙及び実施機関の公表内容等が事実と異なり、それにより甲に大きな影響がある場合は、この契約を解除できるものとする。

(協 議)

第15条 この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲・乙誠意を持って協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成2●年4月1日

委託者 (甲)

●●●健康保険組合ほか○保険者
契約代表者

●●●健康保険組合
(保険者番号 XXXXXXXX)

●●県●●市●●● 1-1-1
理事長 ● ● ● ●

受託者 (乙)

社団法人●●市 (●●県) 医師会
●●県●●市●●● 1-1-1
会長 ● ● ● ●

健診等内容表

区分		内容	
特定健康診査※5	基本的な健診の項目	既往歴の調査(服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む)※1	
		自覚症状及び他覚症状の検査	
		身体計測	身長
			体重
			腹囲
			BMI
		血圧	収縮期血圧
			拡張期血圧
		血中脂質検査	中性脂肪
			HDL-コレステロール
			LDL-コレステロール
		肝機能検査	GOT
			GPT
			γ-GTP
	詳細な健診の項目(医師の判断による追加項目)※4	血糖検査※2 (いずれかの項目の実施で可)	空腹時血糖
			ヘモグロビン A1c
		尿検査※3	糖
			蛋白
		貧血検査	赤血球数
			血色素量
			ヘマトクリット値
		心電図検査	
		眼底検査	
特定保健指導	動機付け支援	(標準的な健診・保健指導プログラム第3編第3章(4)を参考に、実施形態等を定め、この欄に具体的に記述)※単に「プログラムのとおり」等の記述は不可。	
	積極的支援	初回時面接の形態	(標準的な健診・保健指導プログラム第3編第3章(4)を参考に、実施形態等を定め、この欄に具体的に記述)※単に「プログラムのとおり」等の記述は不可。
		3ヶ月以上の継続的な支援	
		実施ポイント数 主な実施形態	
	終了時評価の形態		
保険者独自の追加健診項目		(集合契約にて合意できる共通の追加項目が設定できる場合は、この欄に具体的に記載)	

※1 制度上質問票は必須ではないが、服薬歴や喫煙歴及び既往歴は把握する必要がある。実施機関が服薬歴等の把握において質問票を使用する場合には、当該機関にて質問票を準備する。

※2 血糖検査において、健診実施前に食事を摂取している等により空腹時血糖が測定できない場合はヘモグロビン A1c を測定すること。

※3 生理中の女性や、腎疾患等の基礎疾患があるために排尿障害を有している者に対する尿検査については、検査不能として実施を行わない場合も認めるものの、その他の項目については全て実施すること。実施されなかった場合は完全に実施するまで何度も実施するか、未実施扱いとする(この場合甲から乙に委託費用は支払われない)。

※4 詳細な健診の項目(医師の判断による追加項目)を実施する場合は、受診者に十分な説明を行うと共に、医療保険者に送付する結果データにおいてその理由を詳述することとする。

※5 特定健康診査の結果を受診者に通知する際には、結果内容に合わせた、実施基準第3条に基づく必要な情報を提供するものとする。また、当該結果通知を対面により実施する場合、受診した者と特定健康診査の実施後速やかに面談できない場合は郵送により実施するものとする。

内 訳 書

区分			1人当たり委託料単価 (消費税含む)		支払条件※1
			個別健診	集団健診	
特定健康診査※2	基本的な健診の項目		〇,〇〇〇円	〇,〇〇〇円	・健診実施後に一括
	詳細な健診の項目 (医師の判断による追加項目)	貧血検査	〇,〇〇〇円	〇,〇〇〇円	
		心電図検査	〇,〇〇〇円	〇,〇〇〇円	
		眼底検査	〇,〇〇〇円	〇,〇〇〇円	
特定保健指導	動機付け支援		〇,〇〇〇円		・面接による支援終了後に左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の 8/10 を支払 残る 2/10 は実績評価終了後に支払
	積極的支援		〇〇,〇〇〇円		・初回時の面接による支援終了後に左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の 4/10 を支払 ・残る 6/10 (内訳としては 3ヶ月以上の継続的な支援が 5/10、実績評価が 1/10) は実績評価終了後に支払 ・3ヶ月以上の継続的な支援実施中に脱落等により終了した場合は、左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の 5/10 に実施済みポイント数の割合を乗じた金額を支払
追加健診項目			円		・健診実施後に一括
			円		
			円		

※1 特定保健指導の各回の支払額が分割比率の関係で小数点以下の端数が生じる場合は、四捨五入により 1 円単位とする。

※2 委託料単価には、電子的標準様式データの作成、受診者への結果通知や情報提供に要する費用を含んだものとする。

(注) 他の法令に基づく健診（介護保険における生活機能評価等）を特定健康診査と同時に実施し、他の法令に基づく健診が優先的に費用を負担する場合、乙あるいは実施機関は、上記の単価から、重複する検査項目の費用（他の法令に基づく健診で負担すべき金額）を差し引いた金額を委託料とし、そこから自己負担額を差し引いた金額を甲に請求することとする。

同時に実施する健診の種類	上記単価から差し引く金額
生活機能評価	〇,〇〇〇円

個人情報取扱注意事項

1 基本的事項

乙及び実施機関は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 秘密の保持

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 収集の制限

- (1) 乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- (2) 乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

4 利用及び提供の制限

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

5 適正管理

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

6 再委託の禁止

乙及び実施機関は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者にその処理を提供してはならない。ただし、乙及び実施機関が、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

7 資料等の返還等

乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙及び実施機関自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従

うものとする。

8 従事者への周知

乙及び実施機関は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報了他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

9 実地調査

甲は、必要があると認めるときは、乙及び実施機関がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

10 事故報告

乙及び実施機関は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

東日本大震災により被災した被保険者等に係る特定健康診査等
の受診機会の確保に関するQ & A

【被保険者等の自己負担免除関係】

問1 4月13日事務連絡によると、自己負担を免除する者は、平成23年3月23日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡の1(2)の①から⑥までに掲げられた対象者の要件に該当する者とされている。3月23日以降、医療課事務連絡は改正されているが、特定健康診査及び特定保健指導並びに75歳以上の方が受診する健康診査（以下「健診等」という。）の自己負担を免除した場合に、国が財政支援することを検討している者の範囲はどのように考えればよいか。

(答)

健診等の自己負担を免除した場合に、国が財政支援することを検討している者の範囲は、医療課事務連絡において一部負担金等が免除される範囲と同様である。（4月13日事務連絡においても、「医療課事務連絡の改正により新たに追加した対象者の要件も含むものとする。」としているところである。）

問2 4月13日事務連絡によると、阪神・淡路大震災の際の老人保健法に基づく健康診査への財政措置に準じた財政支援を予定しているとあるが、被災地から転入した方の自己負担を免除した場合も財政措置の対象となるのか。

(答)

1. 健診等の自己負担を免除した場合の国の財政措置については、現在検討を行っているところであるが、転入者の自己負担を減免した場合についても財政措置の対象とする方向で検討を行っているところである。
2. また、年度途中の加入者については、本来特定健康診査及び特定保健指導の対象者とはならない（国庫補助の対象とはなる）が、積極的に実施いただくようお願いする。

問3 健診等について、いつまで自己負担免除の取扱いを行うのか。

(答)

自己負担の免除を行った保険者への財政措置については、現在検討を行っているところであるが、自己負担を免除した場合の保険者への財政措置は平成23年度実施分を対象とする方向で検討を行っており、平成23年度実施分については自己負担免除の取扱いをしていただきたい。

問4 健診機関等は、自己負担を免除すべき者かどうかをどのように判断するのか。

(答)

健診機関等は券面に示された自己負担額を徴収することとなっているが、自己負担を免除される者へ発行される受診券については、自己負担額の部分が「0円」又は「無料」等と記載されているため、健診機関等は通常と同様に券面を確認し徴収額を判断する。

受診券とともに免除証明書を提示した場合に、自己負担を免除するという方法を採用することも差し支えないが、その場合、保険者から契約健診機関への周知を徹底すること。

なお、一部の保険者においては、自己負担額を後日還付する場合があるが、健診機関は券面の記載どおり徴収すること。

【後期高齢者支援金の加算・減算措置について】

問5 東日本大震災の影響により、被災地における平成 23 年度の特定健康診査及び特定保健指導の実施率は低迷することが予想されるが、被災地の保険者についても後期高齢者支援金の加算・減算措置を行うのか。

(答)

後期高齢者支援金の加算・減算措置の具体的在り方については、現在保険者による健診・保健指導等に関する検討会において検討を行っているところであるが、具体的な措置の実施に当たっては、震災等の影響も考慮される予定である。

【代表契約以外の方法について】

問6 今回のガイドラインで示された「代表契約」以外の方法で、避難者への健診等を実施してもよいか。

(答)

1. 今回のガイドラインで示した「代表契約」は、保険者等及び健診機関の事務が円滑に実施されることを目的として作成したものであるが、保険者等及び健診機関に対してその方法を強制するものではありません。
2. 今回のガイドラインで示した「代表契約」は、集合契約Bのとりまとめ機関との契約を結ぶものとしているが、ガイドラインの「2. 被災県における代表保険者の決定について」の方法で代表保険者を決定した上で、健診機関の全国組織と集合契約Aを締結するという方法も考えられる。健診機関の全国組織との契約については、厚生労働省保険局総務課医療費適正化対策推進室へ照会ください。
3. 「代表契約」以外の方法としては、
 - ① 4月13日事務連絡で示した個々の保険者間で調整を行う方法（健康診査については、問7参照）
 - ② 高齢者の医療の確保に関する法律第26条第1項～第3項に規定する方法（問8参照）
 - ③ 既存の集合契約に年度途中から加わる方法（問9参照）が考えられる。

問7 4月13日付けの事務連絡によると、75歳以上の方が受診する健康診査については、例えば本来の保険者である後期高齢者医療広域連合から、被災者が避難している地域の保険者に委託して実施することが可能とあるが、具体的にどのような方法で委託すればよいのか。

(答)

代表契約に参加することが困難である場合、各広域連合間での委託契約により実施することが考えられる。詳細については、別添「各広域連合間での健診業務委託契約について」を確認いただきたい。

問8 4月13日事務連絡では、保険者間で調整した上で健診等を実施することが考えられるとされているが、保険者間で調整を行わずに特定健康診査及び特定保健指導を実施してもよいのか。

(答)

1. 事前に保険者間で調整を行わずに被災者へ特定健康診査及び特定保健指導を実施する場合は、被災者本人が特定健康診査及び特定保健指導の費用を負担した後に、加入保険者へその費用を請求することになる。(高齢者の医療の確保に関する法律第26条第1項～第3項)
2. 一旦費用を負担した上で加入保険者へ請求が必要な旨を理解された上で、被災者が希望される場合には上記方法で特定健康診査及び特定保健指導を行うことができるが、被災者の状況を考慮すると、上記方法は被災者の負担が大きくなることが懸念されるため、事前に保険者間で調整することが望ましい。
3. 75歳以上の方が受診する健康診査については、高齢者の医療の確保に関する法律第26条の適用外であるため、保険者間で調整した上で実施する必要がある。

問9 被用者保険の保険者と県内の健診機関との間で既に結ばれている集合契約に、年度途中から加わるという方法を検討しているが、このような方法は認められないのか。

(答)

1. 被用者保険の保険者を中心に、既に結ばれている集合契約に年度途中から加わるという方法は考えられる。
2. 「特定健康診査・特定保健指導に関するQ&A集」において、「集合契約については、年度ベースでその契約を行うこととしていることから、年度途中における保険者、健診機関の途中参加は認められない。」としているが、東日本大震災に伴う避難者への対応を行う場合に限り、年度途中で参加保険者を変更することは差し支えない。

【健診等の差額への財政支援について】

問 1 0 加入保険者が行う健診等費用と避難先の健診機関等の健診等費用が異なることになるが、加入保険者への財政支援は実施されるのか。

(答)

健診等費用が異なる場合の加入保険者への財政措置については、現在、実際に要した費用に応じて財政支援を行う方向で検討を行っているところである。

各広域連合間での健診業務委託契約について

(代表契約に参加することが困難な場合)

1 委託契約

被災地の広域連合(甲)は、被保険者が避難している地域の広域連合又は市町村(乙)と委託契約を締結し、被保険者に対する健診を実施することができる。

(1) 甲の業務の一部委託

甲は、乙との委託料の精算等の業務を市町村に委託することができる。この場合、業務を委託しようとする市町村から、乙との委託契約に関する委任を受けることが必要となるとともに、甲と当該市町村との間においても委託契約の締結が必要となる。

(2) 乙(広域連合)の業務の一部委託

乙(広域連合)は、健診等の業務を市町村に委託することができる。この場合、業務を委託しようとする市町村から、甲との委託契約に関する委任を受けることが必要となるとともに、乙(広域連合)と当該市町村との間においても委託契約の締結が必要となる。

(3) 契約類型

委託先が広域連合か市町村か、また、委託元が業務の一部を市町村に委託するかにより、以下の類型を示すが、契約にあたっては、被災地の広域連合及び市町村の事務処理負担を軽減する観点から、被災地の広域連合の希望に十分配慮することが望まれ、委託先を市町村とする場合であっても、避難先の広域連合は管内市町村のとりまとめを行い、委託契約に係る事務手続きの調整は各広域連合間で行うことを基本とする。

委託先 \ 委託元	広域連合が全ての業務を実施	広域連合が委託料精算等を市町村に委託
広域連合 (健診を市町村に委託)	1 - (1)	1 - (2)
市町村	2 - (1)	2 - (2)
広域連合 (健診を自ら実施する7府県)	3 - (1)	3 - (2)

※パターン別業務フローは別紙1を参照

※パターン別委託契約書例は別紙2、別紙3を参照

2 受診対象者

甲の被保険者のうち、以下の両方に該当する者を対象とする。

- ① 東日本大震災発生時において、災害救助法の適用地域（東京都を除く）や被災者生活再建支援法の適用地域の住民。
- ② 一時的に甲以外の区域に居住しており、甲の実施する健診を受診できない方。

3 実施の依頼

甲は被保険者の申し出に基づき、乙に当該被保険者に対する健診の実施を依頼する。

甲の被保険者が乙に対して受診希望を申し出た場合には、被保険者の同意を得たうえで、乙から甲に連絡のうえ事務を進める。

なお、個人情報の取り扱いについては甲及び乙の規定によるものとする。

※被保険者が避難先での受診希望申出をした際に、「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託、再委託などを受けたものが健診業務を遂行するために必要な個人情報を利用することに同意する」旨を確認すること。

(1) 依頼の時期

委託料の精算に係る期間も勘案のうえ、甲乙協議し定める。

(2) 依頼の方法

対象者情報を郵送、ファクシミリまたは電子メールで送付する。

(3) 送付する対象者情報

氏名、生年月日、被保険者番号、避難先住所、連絡可能な電話番号

4 実施方法

乙は甲の依頼に基づき、甲の被保険者に健診を実施する。

(1) 実施の時期

健診の開始時期、委託料の精算に係る期間を勘案のうえ、甲乙協議し定める。

(2) 受診券の発行（様式例は別紙4）

乙は甲の依頼に基づき、甲の被保険者に対して受診券を発行する。

乙の通常業務において受診券を発行していない場合であっても、健診実施機関において受診対象者であることの確認や自己負担金を免除することの周知を確実にを行うためには、簡易なものであっても受診券を発行する必要がある。

(3) 実施場所

乙が委託契約を締結している健診実施機関において実施する。

健診実施機関は、受診券と被保険者証を確認のうえ、健診を実施する。

(4) 健診項目

乙の被保険者に対して実施している健診項目と同等とする。

健診業務を市町村に委託又は補助実施している広域連合に委託する場合は、市町

村ごとに定める。

生活機能評価との同時実施については、原則として行わない。

(5) 自己負担金

以下に該当する受診対象者からは自己負担金を徴収しない。

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- ⑥ 原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方
- ⑦ 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方

(6) 健診結果の受診者への提供

健診実施機関と協議のうえ、健診実施機関から直接送付するなど、速やかに健診受診者に提供する。

(7) 健診実施機関との関係

乙が健診実施機関と締結している委託契約については、必要に応じて、受診対象者の追加などについての変更契約を行う。

(8) 国民健康保険団体連合会との関係

乙が国民健康保険団体連合会経由の請求支払事務を採用しており、被災者への健診においても国保連合会経由の請求支払事務を行おうとする場合は、支払代行機能の利用について国民健康保険団体連合会と調整する必要がある。

5 健診結果の送付

乙は健診の健診結果を甲に送付する。

(1) 送付の時期

甲乙協議のうえ定める。

(例)・平成24年3月に一括して送付する。(甲の国庫補助金申請のため平成24年1月に実施状況を報告する。)

・毎月の実施分を翌月末までに送付する。

・毎月の実施状況を翌月10日までに報告することとし、健診結果は年度分を一括して送付する。

(2) 送付の方法

甲乙協議のうえ定める。

(例)・紙媒体を郵送する。

- ・電子データ（XML ファイル）を記録した媒体を郵送する。

6 委託料の精算

乙は甲に健診の実施に係る費用を請求し、甲はこれを支払う。

（1）請求額

委託契約における委託料単価については、甲乙協議のうえ、乙がその加入者に対して行う健診に要する費用の額に実施結果の送付等に要する通信費を勘案して合理的であると認められる範囲内において定める。

健診業務を市町村に委託又は補助実施している広域連合に委託する場合は、市町村ごとに定める。

自己負担金を免除する場合は、甲に対して自己負担金を含めて請求することとし、自己負担金を免除した場合の単価についても契約に定めておく。

（2）請求時期

甲乙協議のうえ定める。

（例）・平成24年3月に一括して請求する。

・毎月の実施分を翌月末までに請求する。

（3）請求方法

乙は甲に請求額の内訳及び納付書を郵便により送付する。

請求にあたり必ずしも健診の実施結果を添付する必要はないが、甲において委託業務の完了を適切に点検できるよう、健診費用を支出したことを証する書類及び支出額の明細（受診者の氏名、生年月日、被保険者番号、避難先住所、受診項目等を記載したもの）を添付する。

7 その他

（1）受診券発行後、対象者が避難先を異動した場合の取り扱い

甲の被保険者が、受診券の発行を受けた後、乙の区域外に避難先を移したにもかかわらず当該受診券で受診した場合、乙の区域に避難しているものと取り扱う。

また、未受診であり新しい避難先での受診を希望する場合は、乙に発行済みの受診券を返還させたうえで、改めて甲に受診希望の申し出をさせることとする。

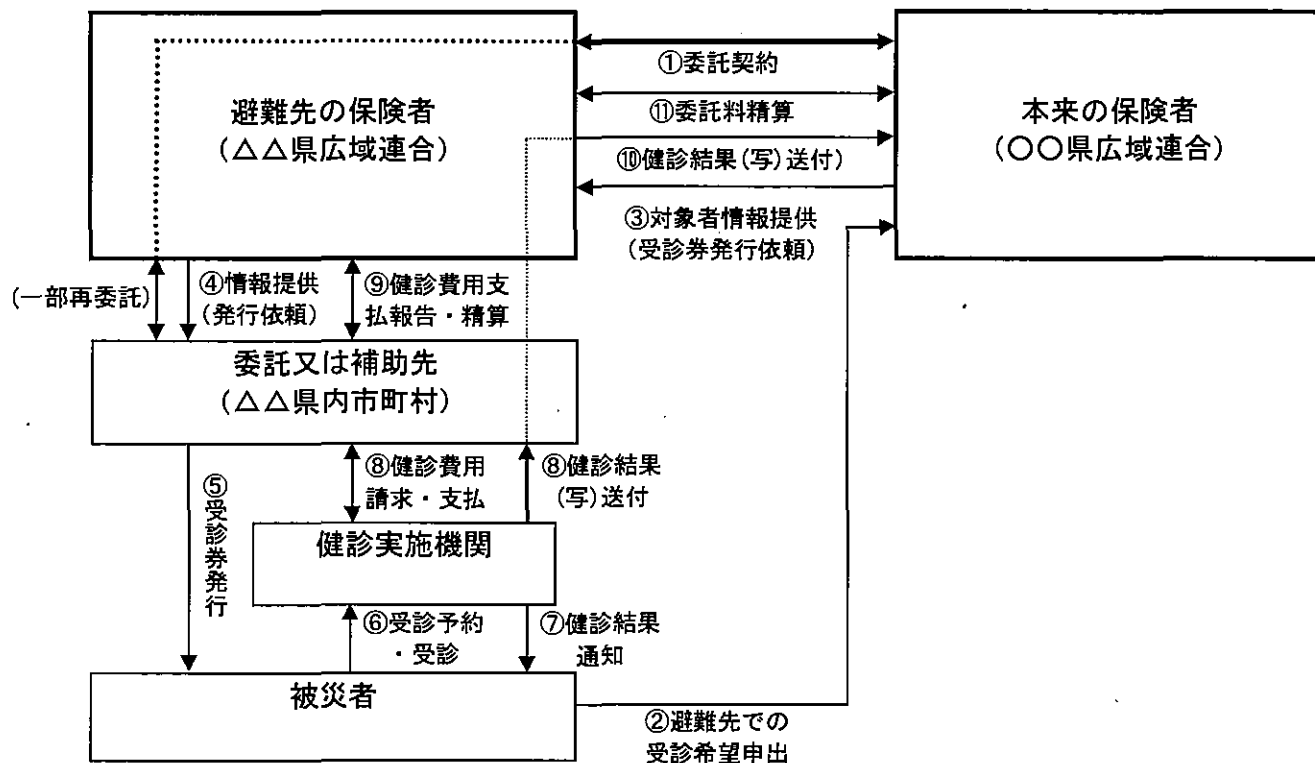
（2）受診券発行後、対象者が被保険者資格を喪失した場合の取り扱い。

受診券発行後、乙（広域連合）の被保険者資格を取得したにもかかわらず当該受診券により受診した場合は、乙が費用を負担する。

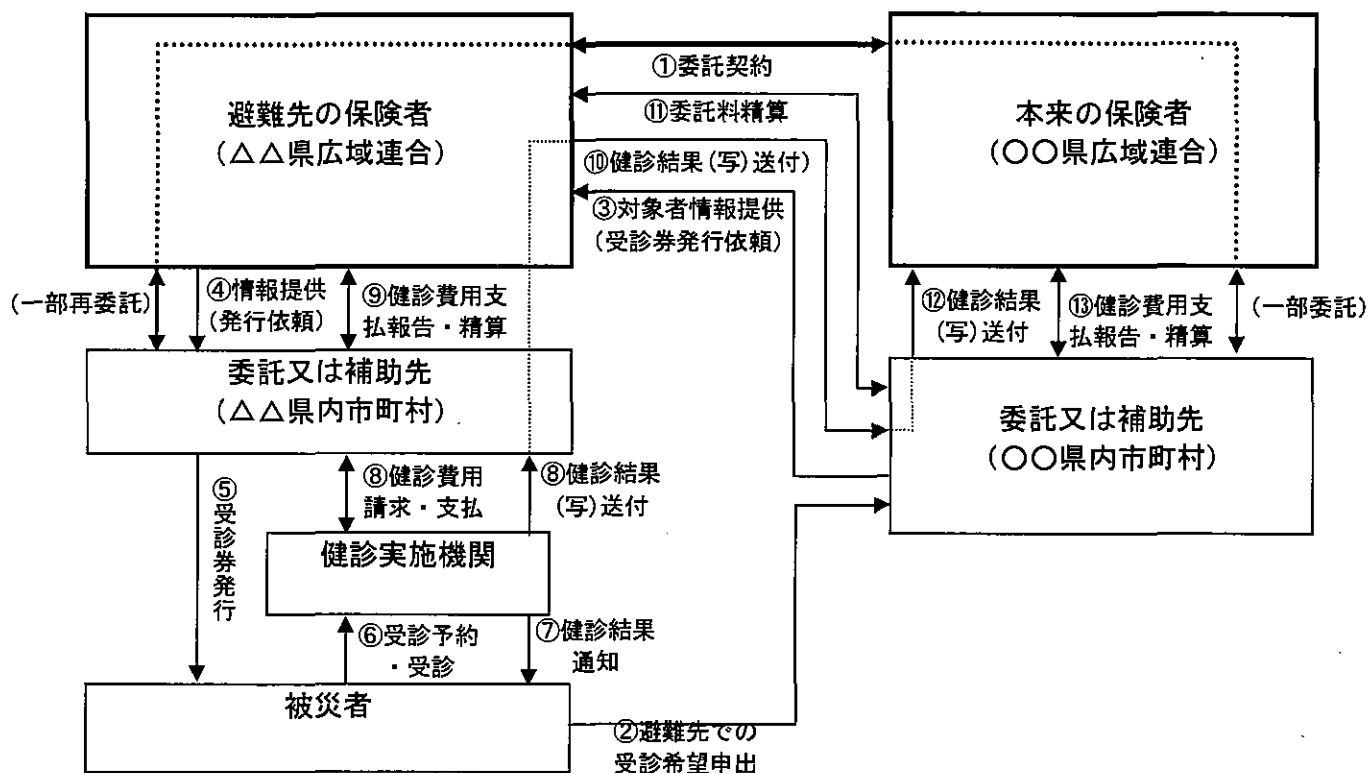
受診券発行後、甲乙（広域連合）以外の被保険者資格を取得したにもかかわらず当該受診券により受診した場合は、甲は委託料を乙に支払う。

パターン別業務フロー

1-(1)：健診業務を市町村に委託又は補助実施している避難先の広域連合に委託する場合

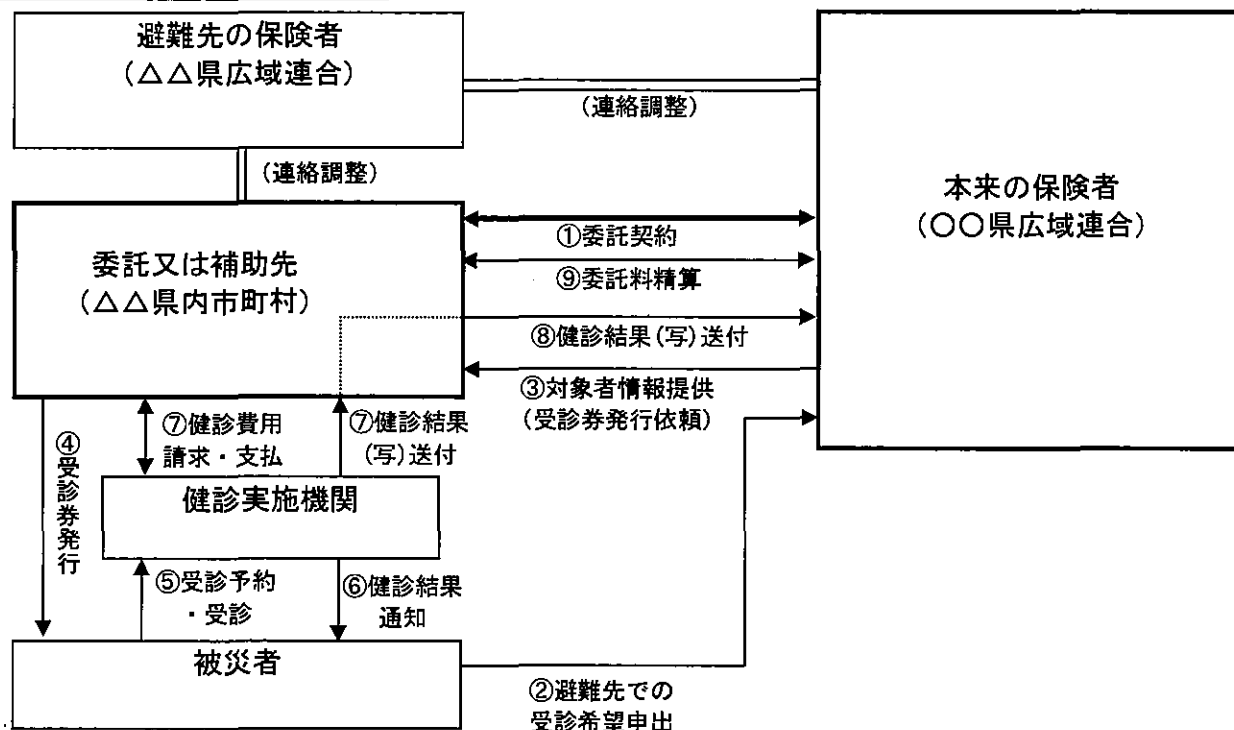


1-(2)：1-(1)で被災地の広域連合が費用精算等の業務を市町村に委託する場合



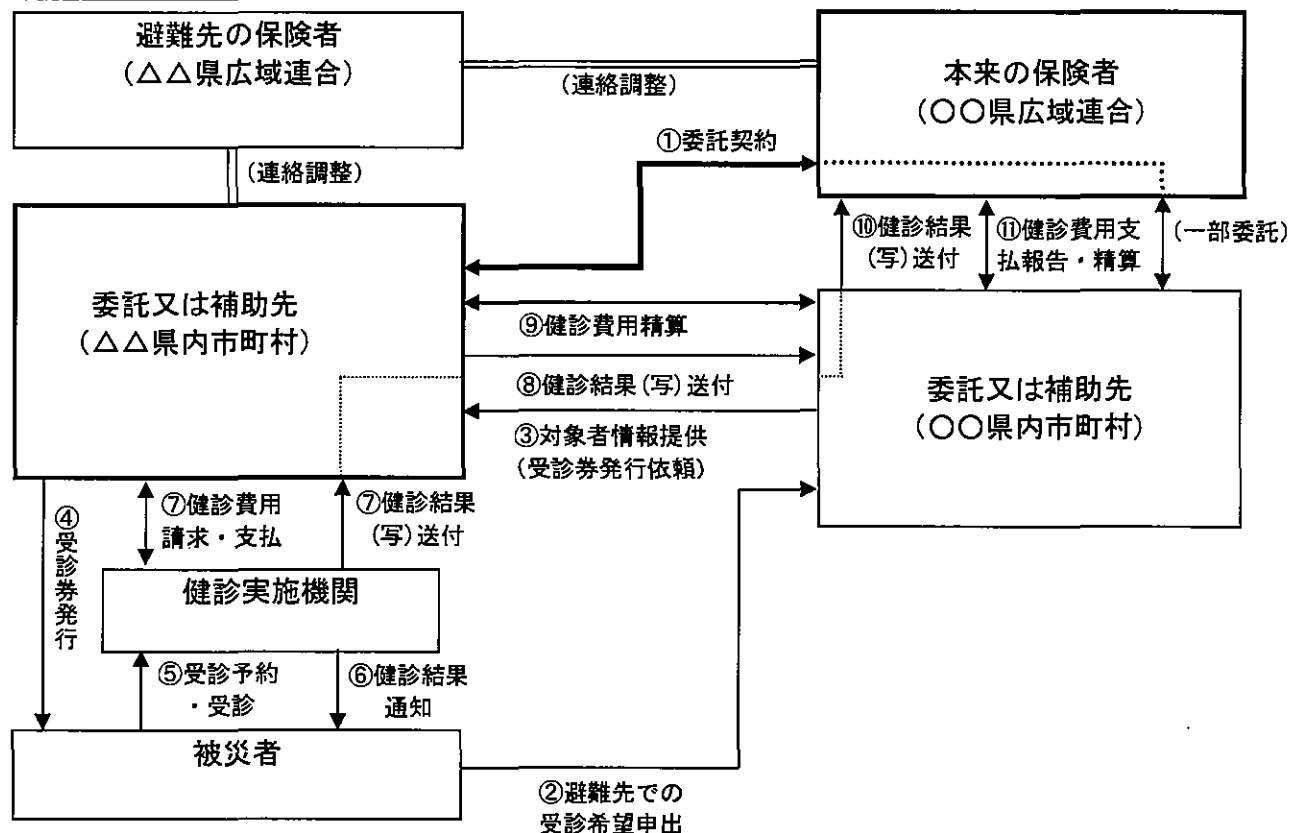
2-（1）：避難先の広域連合から委託又は補助を受けて健診業務を実施している市町村に委託する場合

※避難先の広域連合は管内市町村のとりまとめを行い、委託契約に係る事務手続きの調整は各広域連合間で行うことを基本とする。

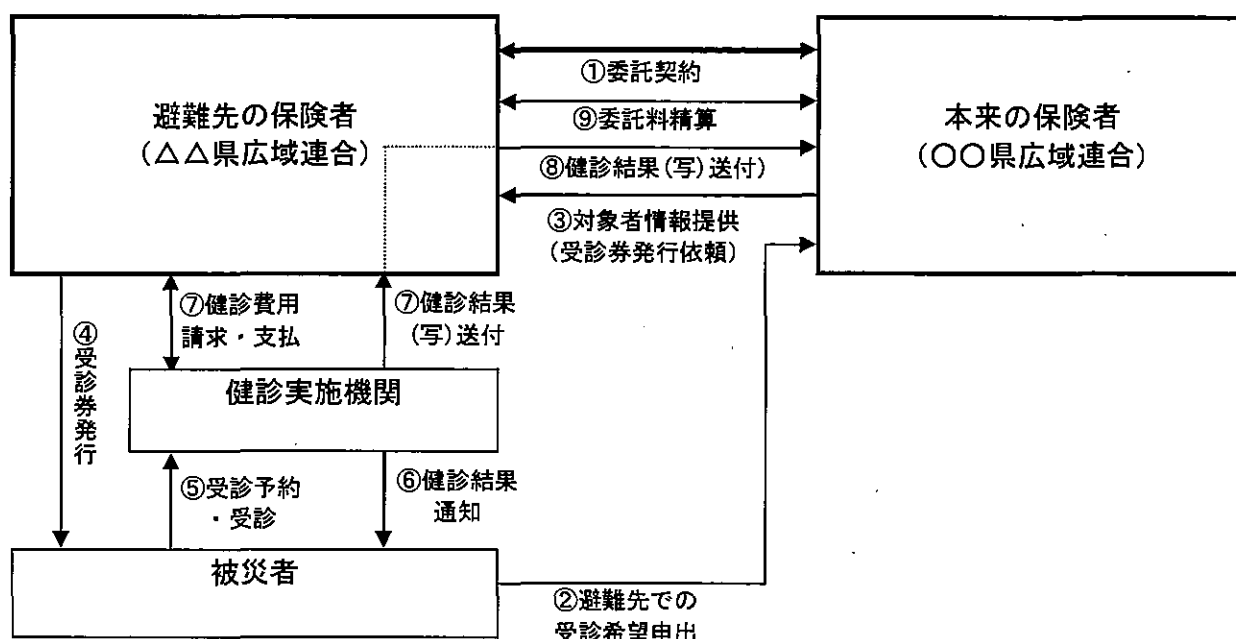


2-（2）：2-（1）で被災地の広域連合が費用精算等の業務を市町村に委託する場合

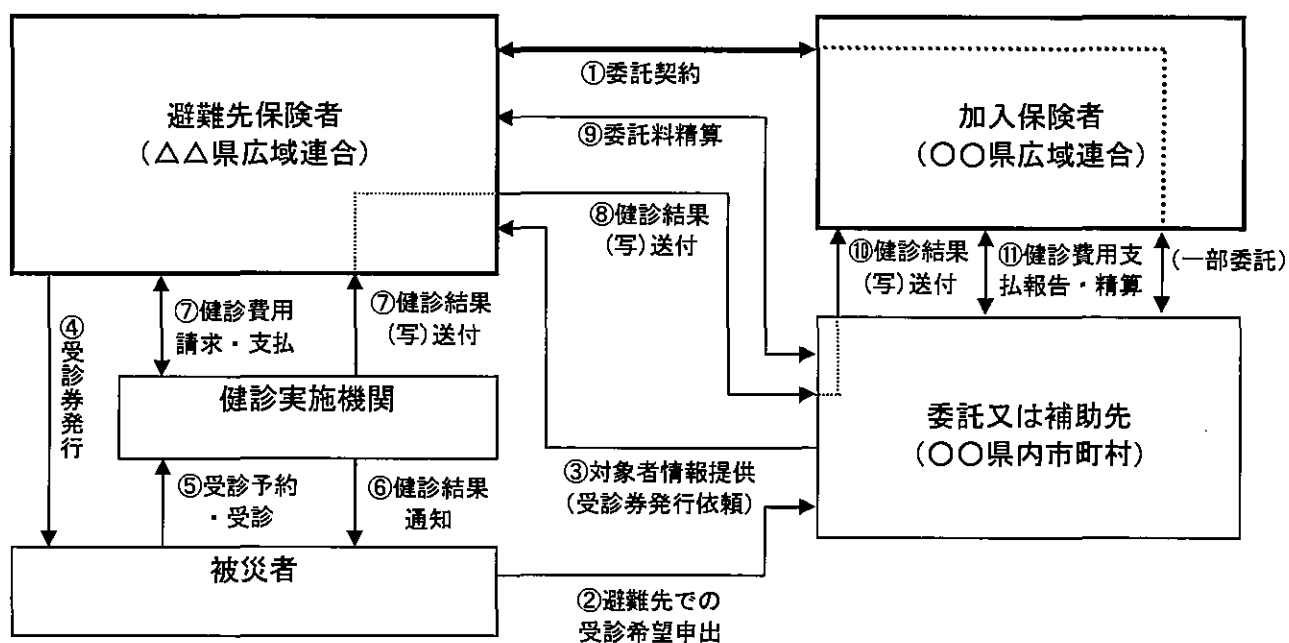
※避難先の広域連合は管内市町村のとりまとめを行い、委託契約に係る事務手続きの調整は各広域連合間で行うことを基本とする。



3-(1): 健診業務を自ら実施している避難先の広域連合（三重県、大阪府、和歌山県、徳島県、福岡県、大分県、沖縄県）に委託する場合



3-(2): 3-(1)で被災地の広域連合が費用精算等の業務を市町村に委託する場合



健康診査業務委託契約書（参考例 1-（1））

〇〇県後期高齢者医療広域連合（以下「甲」という。）と△△県後期高齢者医療広域連合（以下「乙」という。）の構成員である市町村（以下「△△県内市町村」という。）から契約に関する委任を受けた乙とは、甲の業務の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

（目 的）

第1条 この契約は、東日本大震災に際し「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令」で定められた市町村に住所を有し、一時的に△△県に居住している後期高齢者医療制度の被保険者（以下「被災被保険者」という。）の健康診査の受診機会を確保することを目的とする。

（業務の内容）

第2条 甲は、被災被保険者に対する健康診査業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 健康診査の内容は、甲乙協議の上、実施する市町村ごとに別表の区分の欄に掲げるとおりとする。

3 乙又は△△県内市町村は、健康診査実施後、健康診査の結果を受診者に通知するとともに、甲に報告するものとする。

（契約期間）

第3条 この契約の有効期間は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までとする。

（再委託）

第4条 乙は、委託業務の一部について、△△県内市町村又は乙が指定する医療機関に再委託できるものとする。

（対象者に係る情報の提供）

第5条 甲は、被災被保険者から△△県での健康診査の受診希望の申し出があれば、委託業務の対象者であることの確認を行い、当該被災被保険者の同意を得たうえで、乙又は△△県内市町村に対し、乙及び△△県内市町村が委託業務を実施するにあたり必要な情報を提供するものとする。

（受診券の発行）

第6条 乙又は△△県内市町村は、甲から前条の情報提供があれば、被災被保険者に対し、受診券を発行するものとする。

（自己負担金の免除）

第7条 甲が、被災被保険者から次のいずれかの申し立てを受け、その事実を確認した場合に

は、健康診査に係る自己負担金については甲が負担するものとする。

- (1) 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした旨
- (2) 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- (3) 主たる生計維持者の行方が不明である旨
- (4) 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- (5) 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨
- (6) 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 15 条第 3 項の規定による、避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っている旨
- (7) 原子力災害対策特別措置法第 20 条第 3 項の規定による、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている旨
- (8) 特定避難勧奨地点（原子力災害対策特別措置法第 17 条第 8 項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後 1 年間の積算線量が 20mSv を超えると推定されるとして特定した住居をいう。）に居住しているため、避難を行っている旨

2 前項の場合において、乙又は△△県内市町村は、被災被保険者から自己負担金を徴収しないことについて、受診券に記載するなどの方法により、健診実施機関に周知するものとする。

※ 乙又は△△県内市町村が自己負担金を徴収していない場合は不要

（委託料）

第 8 条 甲は、委託業務に係る委託料を乙に支払うものとし、その金額については、甲乙協議の上、健康診査を実施する市町村ごとに別表の 1 人当たり単価の欄に掲げるとおりとする。

（委託料の請求）

第 9 条 乙から甲に対する委託料の請求は、〇〇〇〇（健診結果、市町村別実施一覧表等）を添付して行うものとする。

2 前項の請求は、〇〇〇〇（毎月末日、年度末等）締め切りで行うものとする。

（委託料の支払い）

第 10 条 甲は、乙から委託料の請求があった場合は、その内容を点検し、適当と認めたときは、請求を受けた日から 30 日以内に委託料を支払うものとする。

2 甲の点検の結果、その内容について問題がある場合は、乙に返戻を行うものとする。

3 乙は、前項の返戻を受けた場合において、必要な措置を講じたうえで再度第 1 項の方法により請求を行うことができる。

（問題がある場合の取扱い）

第 11 条 健診実施機関において、受診券及び被保険者証による確認をせずに甲の被保険者でない者に健康診査を実施した場合は、乙の責任・負担とし、甲から委託料は支払われないものとする。

2 被災被保険者が受診券の発行を受けた後、甲の被保険者資格を喪失したにもかかわらず受診した場合は、甲の責任・負担とし、甲は委託料を乙に支払うものとする。ただし、乙の被

保険者資格を取得した場合は、甲から委託料は支払われないものとする。

(個人情報の保護)

第12条 乙及び△△県内市町村が委託業務を実施するに当たっては、健康診査の記録の漏洩を防止すると共に、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別紙個人情報取扱注意事項や「医療・介護関係事業者における個人情報の取扱いのためのガイドライン」及び各都道府県において定める個人情報の取扱いに係る条例等に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。

(協 議)

第13条 この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲・乙誠意を持って協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

委託者 (甲)

〇〇県後期高齢者医療広域連合
〇〇県〇〇市〇〇〇
広域連合長 〇 〇 〇 〇

受託者 (乙)

△△県後期高齢者医療広域連合
△△県△△市△△△
広域連合長 △ △ △ △

別表（第8条関係）

委 託 料 単 価 表

実施市町村	区 分		1人当たり単価	
			個別健診	集団健診
〇〇市	基本的な健診の項目 ・質問項目 ・身体計測 ・理学的所見 ・血圧測定 ・脂質検査 ・肝機能検査 ・血糖検査（ヘモグロビンA1c） ・尿検査（尿糖、尿蛋白）		〇,〇〇〇円 (〇,〇〇〇円)	〇,〇〇〇円 (〇,〇〇〇円)
	詳細な健診 の項目 (医師の判断 による追加項 目)	貧血検査	〇,〇〇〇円 (〇,〇〇〇円)	〇,〇〇〇円 (〇,〇〇〇円)
		心電図検査	〇,〇〇〇円 (〇,〇〇〇円)	〇,〇〇〇円 (〇,〇〇〇円)
		眼底検査	〇,〇〇〇円 (〇,〇〇〇円)	〇,〇〇〇円 (〇,〇〇〇円)
△△市	基本的な健診の項目 ・質問項目 ・身体計測 ・理学的所見 ・血圧測定 ・脂質検査 ・肝機能検査 ・血糖検査（ヘモグロビンA1c） ・尿検査（尿糖、尿蛋白） ・尿酸、血清クレアチニン ・貧血検査		〇,〇〇〇円 (〇,〇〇〇円)	〇,〇〇〇円 (〇,〇〇〇円)
	詳細な健診 の項目 (医師の判断に よる追加項目)	心電図検査	〇,〇〇〇円 (〇,〇〇〇円)	〇,〇〇〇円 (〇,〇〇〇円)
		眼底検査	〇,〇〇〇円 (〇,〇〇〇円)	〇,〇〇〇円 (〇,〇〇〇円)

※（ ）内は自己負担金を免除した場合の委託料単価

個人情報取扱注意事項

1 基本的事項

乙及び△△県内市町村は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 秘密の保持

乙及び△△県内市町村は、この契約による業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 収集の制限

- (1) 乙及び△△県内市町村は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- (2) 乙及び△△県内市町村は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、甲又は本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

4 利用及び提供の制限

乙及び△△県内市町村は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は健康診査を委託する医療機関以外の第三者に提供してはならない。

5 適正管理

乙及び△△県内市町村は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

6 資料等の返還等

乙及び△△県内市町村は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙及び△△県内市町村自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

7 従事者への周知

乙及び△△県内市町村は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退

職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報了他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

8 実地調査

甲は、必要があると認めるときは、乙及び△△県内市町村がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

9 事故報告

乙及び△△県内市町村は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

健康診査業務委託契約書（参考例 1-(2)）

〇〇県後期高齢者医療広域連合（以下「甲」という。）の構成員である市町村（以下「〇〇県内市町村」という。）から契約に関する委任を受けた甲と△△県後期高齢者医療広域連合（以下「乙」という。）の構成員である市町村（以下「△△県内市町村」という。）から契約に関する委任を受けた乙とは、甲の業務の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

（目 的）

第 1 条 この契約は、東日本大震災に際し「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令」で定められた市町村に住所を有し、一時的に△△県に居住している後期高齢者医療制度の被保険者（以下「被災被保険者」という。）の健康診査の受診機会を確保することを目的とする。

（業務の内容）

- 第 2 条 甲は、被災被保険者に対する健康診査業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。
- 2 健康診査の内容は、甲乙協議の上、実施する市町村ごとに別表の区分の欄に掲げるとおりとする。
- 3 乙又は△△県内市町村は、健康診査実施後、健康診査の結果を受診者に通知するとともに、甲に報告するものとする。

（契約期間）

第 3 条 この契約の有効期間は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までとする。

（再委託）

第 4 条 乙は、委託業務の一部について、△△県内市町村及び乙が指定する医療機関に再委託できるものとする。

（対象者に係る情報の提供）

- 第 5 条 甲は、被災被保険者から△△県での健康診査の受診希望の申し出があれば、委託業務の対象者であることの確認を行い、当該被災被保険者の同意を得たうえで、乙又は△△県内市町村に対し、乙及び△△県内市町村が委託業務を実施するにあたり必要な情報を提供するものとする。
- 2 甲は、前項の業務を〇〇県内市町村に委託することができる。

（受診券の発行）

第 6 条 乙又は△△県内市町村は、甲又は〇〇県内市町村から前条の情報提供があれば、被災被保険者に対し、受診券を発行するものとする。

(自己負担金の免除)

第7条 甲又は〇〇県内市町村が、被災被保険者から次のいずれかの申し立てを受け、その事実を確認した場合には、健康診査に係る自己負担金については甲が負担するものとする。

- (1) 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした旨
- (2) 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- (3) 主たる生計維持者の行方が不明である旨
- (4) 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- (5) 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨
- (6) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定による、避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っている旨
- (7) 原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定による、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている旨
- (8) 特定避難勧奨地点（原子力災害対策特別措置法第17条第8項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定されるところとして特定した住居をいう。）に居住しているため、避難を行っている旨

2 前項の場合において、乙又は△△県内市町村は、被災被保険者から自己負担金を徴収しないことについて、受診券に記載するなどの方法により、健診実施機関に周知するものとする。

※ 乙又は△△県内市町村が自己負担金を徴収していない場合は不要

(委託料)

第8条 甲は、委託業務に係る委託料を乙又は△△県内市町村に支払うものとし、その金額については、甲乙協議の上、健康診査を実施する市町村ごとに別表の1人当たり単価の欄に掲げるとおりとする。

2 甲は、前項の支払業務を〇〇県内市町村に委託することができる。

(委託料の請求)

第9条 乙から甲又は〇〇県内市町村に対する委託料の請求は、〇〇〇〇（健診結果、市町村別実施一覧表等）を添付して行うものとする。

2 前項の請求は、〇〇〇〇（毎月末日、年度末等）締め切りで行うものとする。

(委託料の支払い)

第10条 甲又は〇〇県内市町村は、乙から委託料の請求があった場合は、その内容を点検し、適当と認めたときは、請求を受けた日から30日以内に委託料を支払うものとする。

2 甲又は〇〇県内市町村の点検の結果、その内容について問題がある場合は、乙又は△△県内市町村に返戻を行うものとする。

3 乙又は△△県内市町村は、前項の返戻を受けた場合において、必要な措置を講じたうえで再度第1項の方法により請求を行うことができる。

(問題がある場合の取扱い)

第11条 健診実施機関において、受診券及び被保険者証による確認をせずに甲の被保険者でない者に健康診査を実施した場合は、乙の責任・負担とし、甲又は〇〇県内市町村から委託料は支払われないものとする。

2 被災被保険者が受診券の発行を受けた後、甲の被保険者資格を喪失したにもかかわらず受診した場合は、甲の責任・負担とし、甲又は〇〇県内市町村は委託料を乙又は△△県内市町村に支払うものとする。ただし、乙の被保険者資格を取得した場合は、甲又は〇〇県内市町村から委託料は支払われないものとする。

(個人情報の保護)

第12条 乙及び△△県内市町村が委託業務を実施するに当たっては、健康診査の記録の漏洩を防止すると共に、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別紙個人情報取扱注意事項や「医療・介護関係事業者における個人情報の取扱いのためのガイドライン」及び各都道府県において定める個人情報の取扱いに係る条例等に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。

(協 議)

第13条 この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲・乙誠意を持って協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

委託者 (甲)

〇〇県後期高齢者医療広域連合
〇〇県〇〇市〇〇〇
広域連合長 〇 〇 〇 〇

受託者 (乙)

△△県後期高齢者医療広域連合
△△県△△市△△△
広域連合長 △ △ △ △

別表（第8条関係）

委 託 料 単 価 表

実施市町村	区 分		1人当たり単価	
			個別健診	集団健診
〇〇市	基本的な健診の項目 ・質問項目 ・身体計測 ・理学的所見 ・血圧測定 ・脂質検査 ・肝機能検査 ・血糖検査（ヘモグロビンA1c） ・尿検査（尿糖、尿蛋白）		〇,〇〇〇円 (〇,〇〇〇円)	〇,〇〇〇円 (〇,〇〇〇円)
	詳細な健診 の項目 (医師の判断 による追加項 目)	貧血検査	〇,〇〇〇円 (〇,〇〇〇円)	〇,〇〇〇円 (〇,〇〇〇円)
		心電図検査	〇,〇〇〇円 (〇,〇〇〇円)	〇,〇〇〇円 (〇,〇〇〇円)
		眼底検査	〇,〇〇〇円 (〇,〇〇〇円)	〇,〇〇〇円 (〇,〇〇〇円)
△△市	基本的な健診の項目 ・質問項目 ・身体計測 ・理学的所見 ・血圧測定 ・脂質検査 ・肝機能検査 ・血糖検査（ヘモグロビンA1c） ・尿検査（尿糖、尿蛋白） ・尿酸、血清クレアチニン ・貧血検査		〇,〇〇〇円 (〇,〇〇〇円)	〇,〇〇〇円 (〇,〇〇〇円)
	詳細な健診 の項目 (医師の判断に よる追加項目)	心電図検査	〇,〇〇〇円 (〇,〇〇〇円)	〇,〇〇〇円 (〇,〇〇〇円)
		眼底検査	〇,〇〇〇円 (〇,〇〇〇円)	〇,〇〇〇円 (〇,〇〇〇円)

※（ ）内は自己負担金を免除した場合の委託料単価

個人情報取扱注意事項

1 基本的事項

乙及び△△県内市町村は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 秘密の保持

乙及び△△県内市町村は、この契約による業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 収集の制限

- (1) 乙及び△△県内市町村は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- (2) 乙及び△△県内市町村は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、甲又は本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

4 利用及び提供の制限

乙及び△△県内市町村は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は健康診査を委託する医療機関以外の第三者に提供してはならない。

5 適正管理

乙及び△△県内市町村は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

6 資料等の返還等

乙及び△△県内市町村は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙及び△△県内市町村自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

7 従事者への周知

乙及び△△県内市町村は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退

職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報了他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

8 実地調査

甲は、必要があると認めるときは、乙及び△△県内市町村がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

9 事故報告

乙及び△△県内市町村は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

健康診査業務委託契約書 (参考例 2-(1))

〇〇県後期高齢者医療広域連合 (以下「甲」という。) と△△市 (以下「乙」という。) とは、甲の業務の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

(目 的)

第 1 条 この契約は、東日本大震災に際し「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令」で定められた市町村に住所を有し、一時的に△△市に居住している後期高齢者医療制度の被保険者 (以下「被災被保険者」という。) の健康診査の受診機会を確保することを目的とする。

(業務の内容)

- 第 2 条 甲は、被災被保険者に対する健康診査業務 (以下「委託業務」という。) を乙に委託し、乙はこれを受託する。
- 2 健康診査の内容は、甲乙協議の上、別表の区分の欄に掲げるとおりとする。
- 3 乙は、健康診査実施後、健康診査の結果を受診者に通知するとともに、甲に報告するものとする。

(契約期間)

第 3 条 この契約の有効期間は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までとする。

(再委託)

第 4 条 乙は、委託業務の一部について、乙が指定する医療機関に再委託できるものとする。

(対象者に係る情報の提供)

第 5 条 甲は、被災被保険者から△△市での健康診査の受診希望の申し出があれば、委託業務の対象者であることの確認を行い、当該被災被保険者の同意を得たうえで、乙に対し、乙が委託業務を実施するにあたり必要な情報を提供するものとする。

(受診券の発行)

第 6 条 乙は、甲から前条の情報提供があれば、被災被保険者に対し、受診券を発行するものとする。

(自己負担金の免除)

第 7 条 甲が、被災被保険者から次のいずれかの申し立てを受け、その事実を確認した場合には、健康診査に係る自己負担金については甲が負担するものとする。

- (1) 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした旨
- (2) 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- (3) 主たる生計維持者の行方が不明である旨

- (4) 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
 - (5) 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨
 - (6) 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 15 条第 3 項の規定による、避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っている旨
 - (7) 原子力災害対策特別措置法第 20 条第 3 項の規定による、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている旨
 - (8) 特定避難勧奨地点（原子力災害対策特別措置法第 17 条第 8 項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後 1 年間の積算線量が 20mSv を超えると推定されるとして特定した住居をいう。）に居住しているため、避難を行っている旨
- 2 前項の場合において、乙は、被災被保険者から自己負担金を徴収しないことについて、受診券に記載するなどの方法により、健診実施機関に周知するものとする。

※ 乙が自己負担金を徴収していない場合は不要

（委託料）

第 8 条 甲は、委託業務に係る委託料を乙に支払うものとし、その金額については、甲乙協議の上、別表の 1 人当たり単価の欄に掲げるとおりとする。

（委託料の請求）

- 第 9 条 乙から甲に対する委託料の請求は、〇〇〇〇（健診結果、市町村別実施一覧表等）を添付して行うものとする。
- 2 前項の請求は、〇〇〇〇（毎月末日、年度末等）締め切りで行うものとする。

（委託料の支払い）

- 第 10 条 甲は、乙から委託料の請求があった場合は、その内容を点検し、適当と認めたときは、請求を受けた日から 30 日以内に委託料を支払うものとする。
- 2 甲の点検の結果、その内容について問題がある場合は、乙に返戻を行うものとする。
- 3 乙は、前項の返戻を受けた場合において、必要な措置を講じたうえで再度第 1 項の方法により請求を行うことができる。

（問題がある場合の取扱い）

- 第 11 条 健診実施機関において、受診券及び被保険者証による確認をせずに甲の被保険者でない者に健康診査を実施した場合は、乙の責任・負担とし、甲から委託料は支払われないものとする。
- 2 被災被保険者が受診券の発行を受けた後、甲の被保険者資格を喪失したにもかかわらず受診した場合は、甲の責任・負担とし、甲は委託料を乙に支払うものとする。ただし、乙の被保険者資格を取得した場合は、甲から委託料は支払われないものとする。

（個人情報の保護）

第 12 条 乙が委託業務を実施するに当たっては、健康診査の記録の漏洩を防止すると共に、実

施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別紙個人情報取扱注意事項や「医療・介護関係事業者における個人情報の取扱いのためのガイドライン」及び各都道府県において定める個人情報の取扱いに係る条例等に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。

(協 議)

第 13 条 この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲・乙誠意を持って協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

平成 年 月 日

委託者（甲）

〇〇県後期高齢者医療広域連合

〇〇県〇〇市〇〇〇

広域連合長 〇 〇 〇 〇

受託者（乙）

△△市

△△県△△市△△△

市長 △ △ △ △

別表（第8条関係）

委 託 料 単 価 表

区 分		1人当たり単価	
		個別健診	集団健診
基本的な健診の項目 ・ 質問項目 ・ 身体計測 ・ 理学的所見 ・ 血圧測定 ・ 脂質検査 ・ 肝機能検査 ・ 血糖検査（ヘモグロビンA1c） ・ 尿検査（尿糖、尿蛋白）		〇,〇〇〇円 (〇,〇〇〇円)	〇,〇〇〇円 (〇,〇〇〇円)
詳細な健診の項目 （医師の判断による追加項目）	貧血検査	〇,〇〇〇円 (〇,〇〇〇円)	〇,〇〇〇円 (〇,〇〇〇円)
	心電図検査	〇,〇〇〇円 (〇,〇〇〇円)	〇,〇〇〇円 (〇,〇〇〇円)
	眼底検査	〇,〇〇〇円 (〇,〇〇〇円)	〇,〇〇〇円 (〇,〇〇〇円)

※ （ ）内は自己負担金を免除した場合の委託料単価

個人情報取扱注意事項

1 基本的事項

乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 秘密の保持

乙は、この契約による業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 収集の制限

- (1) 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- (2) 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、甲又は本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

4 利用及び提供の制限

乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は健康診査を委託する医療機関以外の第三者に提供してはならない。

5 適正管理

乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

6 資料等の返還等

乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

7 従事者への周知

乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

8 実地調査

甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

9 事故報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

健康診査業務委託契約書（参考例2-(2)）

〇〇県後期高齢者医療広域連合（以下「甲」という。）の構成員である市町村（以下「〇〇県内市町村」という。）から契約に関する委任を受けた甲と△△市（以下「乙」という。）とは、甲の業務の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

（目 的）

第1条 この契約は、東日本大震災に際し「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令」で定められた市町村に住所を有し、一時的に△△市に居住している後期高齢者医療制度の被保険者（以下「被災被保険者」という。）の健康診査の受診機会を確保することを目的とする。

（業務の内容）

第2条 甲は、被災被保険者に対する健康診査業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 健康診査の内容は、甲乙協議の上、別表の区分の欄に掲げるとおりとする。

3 乙は、健康診査実施後、健康診査の結果を受診者に通知するとともに、甲又は〇〇県内市町村に報告するものとする。

（契約期間）

第3条 この契約の有効期間は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までとする。

（再委託）

第4条 乙は、委託業務の一部について、乙が指定する医療機関に再委託できるものとする。

（対象者に係る情報の提供）

第5条 甲は、被災被保険者から△△市での健康診査の受診希望の申し出があれば、委託業務の対象者であることの確認を行い、当該被災被保険者の同意を得たうえで、乙に対し、乙が委託業務を実施するにあたり必要な情報を提供するものとする。

2 甲は、前項の業務を〇〇県内市町村に委託することができる。

（受診券の発行）

第6条 乙は、甲又は〇〇県内市町村から前条の情報提供があれば、被災被保険者に対し、受診券を発行するものとする。

（自己負担金の免除）

第7条 甲又は〇〇県内市町村が、被災被保険者から次のいずれかの申し立てを受け、その事実を確認した場合には、健康診査に係る自己負担金については甲が負担するものとする。

（1）住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした旨

- (2) 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
 - (3) 主たる生計維持者の行方が不明である旨
 - (4) 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
 - (5) 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨
 - (6) 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 15 条第 3 項の規定による、避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っている旨
 - (7) 原子力災害対策特別措置法第 20 条第 3 項の規定による、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている旨
 - (8) 特定避難勧奨地点（原子力災害対策特別措置法第 17 条第 8 項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後 1 年間の積算線量が 20mSv を超えると推定されるところとして特定した住居をいう。）に居住しているため、避難を行っている旨
- 2 前項の場合において、乙は、被災被保険者から自己負担金を徴収しないことについて、受診券に記載するなどの方法により、健診実施機関に周知するものとする。

※ 乙が自己負担金を徴収していない場合は不要

（委託料）

第 8 条 甲は、委託業務に係る委託料を乙に支払うものとし、その金額については、甲乙協議の上、別表の 1 人当たり単価の欄に掲げるとおりとする。

- 2 甲は、前項の支払業務を〇〇県内市町村に委託することができる。

（委託料の請求）

第 9 条 乙から甲又は〇〇県内市町村に対する委託料の請求は、〇〇〇〇（健診結果、市町村別実施一覧表等）を添付して行うものとする。

- 2 前項の請求は、〇〇〇〇（毎月末日、年度末等）締め切りで行うものとする。

（委託料の支払い）

第 10 条 甲又は〇〇県内市町村は、乙から委託料の請求があった場合は、その内容を点検し、適当と認めたときは、請求を受けた日から 30 日以内に委託料を支払うものとする。

- 2 甲又は〇〇県内市町村の点検の結果、その内容について問題がある場合は、乙に返戻を行うものとする。
- 3 乙は、前項の返戻を受けた場合において、必要な措置を講じたうえで再度第 1 項の方法により請求を行うことができる。

（問題がある場合の取扱い）

第 11 条 健診実施機関において、受診券及び被保険者証による確認をせずに甲の被保険者でない者に健康診査を実施した場合は、乙の責任・負担とし、甲から委託料は支払われないものとする。

- 2 被災被保険者が受診券の発行を受けた後、甲の被保険者資格を喪失したにもかかわらず受診した場合は、甲の責任・負担とし、甲は委託料を乙に支払うものとする。ただし、乙の被

保険者資格を取得した場合は、甲又は〇〇県内市町村から委託料は支払われないものとする。

(個人情報の保護)

第12条 乙が委託業務を実施するに当たっては、健康診査の記録の漏洩を防止すると共に、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別紙個人情報取扱注意事項や「医療・介護関係事業者における個人情報の取扱いのためのガイドライン」及び各都道府県において定める個人情報の取扱いに係る条例等に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。

(協 議)

第13条 この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲・乙誠意を持って協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

委託者（甲）

〇〇県後期高齢者医療広域連合

〇〇県〇〇市〇〇〇

広域連合長 ○ ○ ○ ○

受託者（乙）

△△市

△△県△△市△△△

市長 △ △ △ △

別表（第8条関係）

委 託 料 単 価 表

区 分		1人当たり単価	
		個別健診	集団健診
基本的な健診の項目			
・ 質問項目 ・ 身体計測 ・ 理学的所見 ・ 血圧測定 ・ 脂質検査 ・ 肝機能検査 ・ 血糖検査（ヘモグロビンA1c） ・ 尿検査（尿糖、尿蛋白）		〇,〇〇〇円 (〇,〇〇〇円)	〇,〇〇〇円 (〇,〇〇〇円)
詳細な健診の項目 (医師の判断による追加項目)	貧血検査	〇,〇〇〇円 (〇,〇〇〇円)	〇,〇〇〇円 (〇,〇〇〇円)
	心電図検査	〇,〇〇〇円 (〇,〇〇〇円)	〇,〇〇〇円 (〇,〇〇〇円)
	眼底検査	〇,〇〇〇円 (〇,〇〇〇円)	〇,〇〇〇円 (〇,〇〇〇円)

※ ()内は自己負担金を免除した場合の委託料単価

個人情報取扱注意事項

1 基本的事項

乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 秘密の保持

乙は、この契約による業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 収集の制限

- (1) 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- (2) 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、甲又は本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

4 利用及び提供の制限

乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は健康診査を委託する医療機関以外の第三者に提供してはならない。

5 適正管理

乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

6 資料等の返還等

乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

7 従事者への周知

乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

8 実地調査

甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

9 事故報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

健康診査業務委託契約書 (参考例 3-(1))

〇〇県後期高齢者医療広域連合 (以下「甲」という。) と △△県後期高齢者医療広域連合 (以下「乙」という。) とは、甲の業務の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

(目 的)

第 1 条 この契約は、東日本大震災に際し「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令」で定められた市町村に住所を有し、一時的に△△県に居住している後期高齢者医療制度の被保険者 (以下「被災被保険者」という。) の健康診査の受診機会を確保することを目的とする。

(業務の内容)

- 第 2 条 甲は、被災被保険者に対する健康診査業務 (以下「委託業務」という。) を乙に委託し、乙はこれを受託する。
- 2 健康診査の内容は、甲乙協議の上、別表の区分の欄に掲げるとおりとする。
- 3 乙は、健康診査実施後、健康診査の結果を受診者に通知するとともに、甲に報告するものとする。

(契約期間)

第 3 条 この契約の有効期間は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までとする。

(再委託)

第 4 条 乙は、委託業務の一部について、乙が指定する医療機関に再委託できるものとする。

(対象者に係る情報の提供)

第 5 条 甲は、被災被保険者から△△県での健康診査の受診希望の申し出があれば、委託業務の対象者であることの確認を行い、当該被災被保険者の同意を得たうえで、乙に対し、乙が委託業務を実施するにあたり必要な情報を提供するものとする。

(受診券の発行)

第 6 条 乙は、甲から前条の情報提供があれば、被災被保険者に対し、受診券を発行するものとする。

(自己負担金の免除)

第 7 条 甲が、被災被保険者から次のいずれかの申し立てを受け、その事実を確認した場合には、健康診査に係る自己負担金については甲が負担するものとする。

- (1) 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした旨
- (2) 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- (3) 主たる生計維持者の行方が不明である旨

- (4) 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
 - (5) 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨
 - (6) 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 15 条第 3 項の規定による、避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っている旨
 - (7) 原子力災害対策特別措置法第 20 条第 3 項の規定による、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている旨
 - (8) 特定避難勧奨地点（原子力災害対策特別措置法第 17 条第 8 項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後 1 年間の積算線量が 20mSv を超えると推定されるところとして特定した住居をいう。）に居住しているため、避難を行っている旨
- 2 前項の場合において、乙は、被災被保険者から自己負担金を徴収しないことについて、受診券に記載するなどの方法により、健診実施機関に周知するものとする。
- ※ 乙が自己負担金を徴収していない場合は不要

（委託料）

第 8 条 甲は、委託業務に係る委託料を乙に支払うものとし、その金額については、甲乙協議の上、別表の 1 人当たり単価の欄に掲げるとおりとする。

（委託料の請求）

- 第 9 条 乙から甲に対する委託料の請求は、〇〇〇〇（健診結果、市町村別実施一覧表等）を添付して行うものとする。
- 2 前項の請求は、〇〇〇〇（毎月末日、年度末等）締め切りで行うものとする。

（委託料の支払い）

- 第 10 条 甲は、乙から委託料の請求があった場合は、その内容を点検し、適当と認めたときは、請求を受けた日から 30 日以内に委託料を支払うものとする。
- 2 甲の点検の結果、その内容について問題がある場合は、乙に返戻を行うものとする。
- 3 乙は、前項の返戻を受けた場合において、必要な措置を講じたうえで再度第 1 項の方法により請求を行うことができる。

（問題がある場合の取扱い）

- 第 11 条 健診実施機関において、受診券及び被保険者証による確認をせずに甲の被保険者でない者に健康診査を実施した場合は、乙の責任・負担とし、甲から委託料は支払われないものとする。
- 2 被災被保険者が受診券の発行を受けた後、甲の被保険者資格を喪失したにもかかわらず受診した場合は、甲の責任・負担とし、甲は委託料を乙に支払うものとする。ただし、乙の被保険者資格を取得した場合は、甲から委託料は支払われないものとする。

（個人情報の保護）

第 12 条 乙が委託業務を実施するに当たっては、健康診査の記録の漏洩を防止すると共に、実

施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別紙個人情報取扱注意事項や「医療・介護関係事業者における個人情報の取扱いのためのガイドライン」及び各都道府県において定める個人情報の取扱いに係る条例等に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。

(協 議)

第13条 この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲・乙誠意を持って協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

委託者（甲）

〇〇県後期高齢者医療広域連合
〇〇県〇〇市〇〇〇
広域連合長 〇 〇 〇 〇

受託者（乙）

△△県後期高齢者医療広域連合
△△県△△市△△△
広域連合長 △ △ △ △

別表（第8条関係）

委 託 料 単 価 表

区 分		1人当たり単価	
		個別健診	集団健診
基本的な健診の項目 ・ 質問項目 ・ 身体計測 ・ 理学的所見 ・ 血圧測定 ・ 脂質検査 ・ 肝機能検査 ・ 血糖検査（ヘモグロビンA1c） ・ 尿検査（尿糖、尿蛋白）		〇,〇〇〇円 (〇,〇〇〇円)	〇,〇〇〇円 (〇,〇〇〇円)
詳細な健診の項目 （医師の判断による追加項目）	貧血検査	〇,〇〇〇円 (〇,〇〇〇円)	〇,〇〇〇円 (〇,〇〇〇円)
	心電図検査	〇,〇〇〇円 (〇,〇〇〇円)	〇,〇〇〇円 (〇,〇〇〇円)
	眼底検査	〇,〇〇〇円 (〇,〇〇〇円)	〇,〇〇〇円 (〇,〇〇〇円)

※（ ）内は自己負担金を免除した場合の委託料単価

個人情報取扱注意事項

1 基本的事項

乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 秘密の保持

乙は、この契約による業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 収集の制限

(1) 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(2) 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、甲又は本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

4 利用及び提供の制限

乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は健康診査を委託する医療機関以外の第三者に提供してはならない。

5 適正管理

乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

6 資料等の返還等

乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

7 従事者への周知

乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

8 実地調査

甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

9 事故報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

健康診査業務委託契約書 (参考例 3-(2))

〇〇県後期高齢者医療広域連合（以下「甲」という。）の構成員である市町村（以下「〇〇県内市町村」という。）から契約に関する委任を受けた甲と△△県後期高齢者医療広域連合（以下「乙」という。）とは、甲の業務の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

（目 的）

第1条 この契約は、東日本大震災に際し「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令」で定められた市町村に住所を有し、一時的に△△県に居住している後期高齢者医療制度の被保険者（以下「被災被保険者」という。）の健康診査の受診機会を確保することを目的とする。

（業務の内容）

- 第2条 甲は、被災被保険者に対する健康診査業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。
- 2 健康診査の内容は、甲乙協議の上、別表の区分の欄に掲げるとおりとする。
- 3 乙は、健康診査実施後、健康診査の結果を受診者に通知するとともに、甲に報告するものとする。

（契約期間）

第3条 この契約の有効期間は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までとする。

（再委託）

第4条 乙は、委託業務の一部について、乙が指定する医療機関に再委託できるものとする。

（対象者に係る情報の提供）

- 第5条 甲は、被災被保険者から△△県での健康診査の受診希望の申し出があれば、委託業務の対象者であることの確認を行い、当該被災被保険者の同意を得たうえで、乙に対し、乙が委託業務を実施するにあたり必要な情報を提供するものとする。
- 2 甲は、前項の業務を〇〇県内市町村に委託することができる。

（受診券の発行）

第6条 乙は、甲又は〇〇県内市町村から前条の情報提供があれば、被災被保険者に対し、受診券を発行するものとする。

（自己負担金の免除）

第7条 甲又は〇〇県内市町村が、被災被保険者から次のいずれかの申し立てを受け、その事実を確認した場合には、健康診査に係る自己負担金については甲が負担するものとする。

- (1) 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした旨

- (2) 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
 - (3) 主たる生計維持者の行方が不明である旨
 - (4) 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
 - (5) 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨
 - (6) 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 15 条第 3 項の規定による、避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っている旨
 - (7) 原子力災害対策特別措置法第 20 条第 3 項の規定による、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている旨
 - (8) 特定避難勧奨地点（原子力災害対策特別措置法第 17 条第 8 項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後 1 年間の積算線量が 20mSv を超えると推定されるところとして特定した住居をいう。）に居住しているため、避難を行っている旨
- 2 前項の場合において、乙は、被災被保険者から自己負担金を徴収しないことについて、受診券に記載するなどの方法により、健診実施機関に周知するものとする。

※ 乙が自己負担金を徴収していない場合は不要

（委託料）

第 8 条 甲は、委託業務に係る委託料を乙に支払うものとし、その金額については、甲乙協議の上、別表の 1 人当たり単価の欄に掲げるとおりとする。

- 2 甲は、前項の支払業務を〇〇県内市町村に委託することができる。

（委託料の請求）

第 9 条 乙から甲又は〇〇県内市町村に対する委託料の請求は、〇〇〇〇（健診結果、市町村別実施一覧表等）を添付して行うものとする。

- 2 前項の請求は、〇〇〇〇（毎月末日、年度末等）締め切りで行うものとする。

（委託料の支払い）

第 10 条 甲又は〇〇県内市町村は、乙から委託料の請求があった場合は、その内容を点検し、適当と認めたときは、請求を受けた日から 30 日以内に委託料を支払うものとする。

- 2 甲又は〇〇県内市町村の点検の結果、その内容について問題がある場合は、乙に返戻を行うものとする。
- 3 乙は、前項の返戻を受けた場合において、必要な措置を講じたうえで再度第 1 項の方法により請求を行うことができる。

（問題がある場合の取扱い）

第 11 条 健診実施機関において、受診券及び被保険者証による確認をせずに甲の被保険者でない者に健康診査を実施した場合は、乙の責任・負担とし、甲から委託料は支払われないものとする。

- 2 被災被保険者が受診券の発行を受けた後、甲の被保険者資格を喪失したにもかかわらず受診した場合は、甲の責任・負担とし、甲は委託料を乙に支払うものとする。ただし、乙の被

保険者資格を取得した場合は、甲又は〇〇県内市町村から委託料は支払われないものとする。

(個人情報の保護)

第12条 乙が委託業務を実施するに当たっては、健康診査の記録の漏洩を防止すると共に、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別紙個人情報取扱注意事項や「医療・介護関係事業者における個人情報の取扱いのためのガイドライン」及び各都道府県において定める個人情報の取扱に係る条例等に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。

(協 議)

第13条 この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲・乙誠意を持って協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

委託者 (甲)

〇〇県後期高齢者医療広域連合
〇〇県〇〇市〇〇〇
広域連合長 〇 〇 〇 〇

受託者 (乙)

△△県後期高齢者医療広域連合
△△県△△市△△△
広域連合長 △ △ △ △

別表（第8条関係）

委 託 料 単 価 表

区 分		1人当たり単価	
		個別健診	集団健診
基本的な健診の項目 ・ 質問項目 ・ 身体計測 ・ 理学的所見 ・ 血圧測定 ・ 脂質検査 ・ 肝機能検査 ・ 血糖検査（ヘモグロビンA1c） ・ 尿検査（尿糖、尿蛋白）		〇,〇〇〇円 (〇,〇〇〇円)	〇,〇〇〇円 (〇,〇〇〇円)
詳細な健診の項目 (医師の判断による追加項目)	貧血検査	〇,〇〇〇円 (〇,〇〇〇円)	〇,〇〇〇円 (〇,〇〇〇円)
	心電図検査	〇,〇〇〇円 (〇,〇〇〇円)	〇,〇〇〇円 (〇,〇〇〇円)
	眼底検査	〇,〇〇〇円 (〇,〇〇〇円)	〇,〇〇〇円 (〇,〇〇〇円)

※ ()内は自己負担金を免除した場合の委託料単価

個人情報取扱注意事項

1 基本的事項

乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 秘密の保持

乙は、この契約による業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 収集の制限

- (1) 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- (2) 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、甲又は本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

4 利用及び提供の制限

乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は健康診査を委託する医療機関以外の第三者に提供してはならない。

5 適正管理

乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

6 資料等の返還等

乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

7 従事者への周知

乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

8 実地調査

甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

9 事故報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

平成____年____月____日

委 任 状

(委任者) 住所 : 〇〇県〇〇市〇〇

氏名 : 〇〇市

市長 〇 〇 〇 〇 印

私は下記の者を代理人として、次の事項についての権限を委任致します。

△△県後期高齢者医療広域連合及び同広域連合の構成員である市町村との、東日本大震災により一時的に△△県に居住している〇〇県内の後期高齢者医療制度の被保険者への健康診査の実施に関する委託契約を締結すること

記

(代理人) 住所 : 〇〇県〇〇市〇〇

氏名 : 〇〇県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 〇 〇 〇 〇

業務再委託契約書（1-(1)、1-(2)で避難先広域連合が市町村に委託）

△△県後期高齢者医療広域連合（以下「甲」という。）と□□市（以下「乙」という。）は、○○県後期高齢者医療広域連合（以下「○○県広域連合」という。）から受託した健康診査業務について、甲と○○県広域連合が締結した平成○○年○○月○○日付け委託契約書（以下「原契約」という。）に従い、甲が乙に原契約に基づく委託業務の一部を再委託することについて、次のとおり合意し、再委託契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

（業務の内容）

第1条 甲は、原契約のうち、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙は本契約の定めるところに従い、これを履行することを受託する。

- （1）○○県広域連合の被保険者に対して受診券を発行し、健康診査を実施すること。
- （2）健康診査の結果を受診者に通知すること。
- （3）健診実施機関に健診費用の支払いを行うこと。

（委託期間）

第2条 この契約の有効期間は、平成○年○月○日から平成○年○月○日までとする。

（再委託）

第3条 乙は、委託業務のうち、健康診査の実施及び健康診査の結果の受診者への通知を、健診実施機関に再委託することができる。

（健康診査の内容）

第4条 健康診査の内容は、乙が甲から委託（補助）を受けて実施している甲の被保険者に対する健康診査の項目と同一とする。

（健診結果の送付）

第5条 乙は、健診実施機関から健康診査の結果の報告を受けた場合には、速やかに甲に送付するものとする。

（委託料）

第6条 甲は、委託業務に係る委託料を乙に支払うものとし、その単価については、乙が甲から委託（補助）を受けて実施している甲の被保険者に対する健康診査の単価に○○○円を加えた額とする。

（委託料の請求）

第7条 乙から甲に対する委託料の請求は、○○○○（支払いを証する書類、支出明細書等）を添付して行うものとする。

(委託料の支払い)

第8条 甲は、乙から委託料の請求があった場合は、その内容を点検し、適当と認めたときは、請求を受けた日から30日以内に委託料を支払うものとする。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、委託業務を行うため個人情報を取り扱うにあたっては、乙の個人情報の取り扱いに係る条例等によるものとする。

(協 議)

第10条 この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲・乙誠意を持って協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

委託者 (甲)

△△県後期高齢者医療広域連合
△△県△△市△△△
広域連合長 △ △ △ △

受託者 (乙)

□□市
△△県□□市□□□
市長 □ □ □ □

業務委託契約書 (1-(2)、2-(2)、3-(2) で被災地広域連合が市町村に委託)

〇〇県後期高齢者医療広域連合（以下「甲」という。）と□□市（以下「乙」という。）は、△△県後期高齢者医療広域連合（以下「△△県広域連合」という。）に委託した健康診査業務について、甲と△△県広域連合が締結した平成〇〇年〇〇月〇〇日付け委託契約書（以下「原契約」という。）に従い、甲が乙に原契約に基づく業務の一部を委託することについて、次のとおり合意し、委託契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

（業務の内容）

第1条 甲は、原契約のうち、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙は本契約の定めるところに従い、これを履行することを受託する。

- （1）甲の被保険者から△△県での健康診査の受診希望の申し出を受け、△△県広域連合が委託業務を実施するために必要な情報を提供すること。
- （2）△△県広域連合から健康診査の結果の報告を受けること。
- （3）△△県広域連合から委託料の請求を受け、これを支払うこと。

（委託期間）

第2条 この契約の有効期間は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までとする。

（再委託の禁止）

第3条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

（健診結果の送付）

第4条 乙は、△△県広域連合から健康診査の結果の報告を受けた場合には、速やかに甲に送付するものとする。

（委託料）

第5条 乙は、△△県広域連合から委託料の請求を受け、これを支払った場合には、甲に対して支払額の請求を行い、甲はこれを支払うものとする。

（委託料の請求）

第6条 乙から甲に対する委託料の請求は、〇〇〇〇（支払いを証する書類、支出明細書等）を添付して行うものとする。

（委託料の支払い）

第7条 甲は、乙から委託料の請求があった場合は、その内容を点検し、適当と認めたときは、請求を受けた日から30日以内に委託料を支払うものとする。

(個人情報の保護)

第8条 乙は、委託業務を行うため個人情報を取り扱うにあたっては、乙の個人情報の取り扱いに係る条例等によるものとする。

(協 議)

第9条 この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲・乙誠意を持って協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

委託者 (甲)

〇〇県後期高齢者医療広域連合

〇〇県〇〇市〇〇〇

広域連合長 〇 〇 〇 〇

受託者 (乙)

□□市

〇〇県□□市□□□

市長 □ □ □ □

後期高齢者健康診査受診券

平成____年____月____日 交付

受診者の氏名 ○○○○ ○○○○

性別 男性（女性）

生年月日 昭和○○年○○月○○日

受診券整理番号 0 0 0 1

有効期限 平成23年○○月○○日

健診内容 後期高齢者医療健康診査

窓口での自己負担 5 0 0 円（無料）

委託保険者の名称 ○○県後期高齢者医療広域連合
被保険者番号 0 1 2 3 4 5 6 7受託保険者の名称 △△県後期高齢者医療広域連合
所在地 △△県△△市△△町△△
電話番号 △△△△（△△）△△△△裏面の注意事項をお読みください

注 意 事 項

- 1 この健康診査は、あなたが加入している〇〇県後期高齢者医療広域連合からの委託を受けて、△△県後期高齢者医療広域連合が実施するものです。
- 2 健康診査を受診するときには、この受診券と被保険者証を健診実施機関の窓口提出してください。
- 3 健康診査は受診券に記載してある有効期限内に受診してください。
- 4 健康診査受診結果は、受診者本人に対して通知するとともに、△△県後期高齢者医療広域連合を通じて〇〇県後期高齢者医療広域連合に送付し、保存されますので、ご了承の上、受診願います。
- 5 健康診査を受診される前に、〇〇県後期高齢者医療被保険者の資格が無くなったときや、居所を△△市から移した場合は、この受診券を△△市に返還してください。
- 6 この券の記載事項や現在の居所に変更があった場合には、すぐに下記まで申し出てください。

【問い合わせ先】

△△県後期高齢者医療広域連合

所在地 △△県△△市△△町△△

電話番号 △△△△ (△△) △△△△

住所
(健診結果送付用)

〒〇〇〇 - 〇〇〇〇

□□県□□市□□町□□